

- JR 東海エクスプレス・カード会員様は、1 ページから 3 8 ページをご覧ください。
- プラス EX 会員様は、3 8 ページから 7 1 ページをご覧ください。
- ビュー・エクスプレス会員様は、7 2 ページから 1 1 0 ページをご覧ください。

現行（令和 3 年 3 月 5 日まで）	改正（令和 3 年 3 月 6 日以降）
<p style="text-align: center;"><b>JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約</b> <b>（JR 東海エクスプレス・カード会員用）</b></p> <p>第 1 条 （適用範囲）</p> <p>1. 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供する、JR 東海エクスプレス予約サービス会員（以下、「会員」という。）ID（以下、「会員 ID」という。）を利用したすべてのサービス（以下、「本サービス」という。）について適用するものとします。本サービスの利用を希望する者（以下、「利用希望者」という。）は、本サービスの会員登録手続きに際して <u>携帯電話又はパソコン等の予約・申込サイト上に表示される会員規約に「同意する」ボタンを押すこと</u>により、本規約の内容を承諾しているものとみなします。</p> <p>2. 本サービスについて本規約の特約が制定される場合、特約と本規約とは一体となり効力を有するものとします。<u>又</u>、本規約と特約との間で重複<u>又</u>は競合する内容については、特約が優先するものとします。</p> <p>3. 当社は民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、<u>又</u>はその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、<u>又</u>は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ</p>	<p style="text-align: center;"><b>JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約</b> <b>（JR 東海エクスプレス・カード会員用）</b></p> <p>第 1 条 （適用範囲）</p> <p>1. 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供する、JR 東海エクスプレス予約サービス会員（以下「会員」という。）ID（以下「会員 ID」という。）を利用したすべてのサービス（以下「本サービス」という。）について適用するものとします。本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、本サービスの会員登録手続き <u>（以下「会員登録」という。）</u>に際して <u>インターネット</u>の申込サイト上に表示される会員規約に「同意する」ボタンを押すことにより、本規約の内容を承諾しているものとみなします。</p> <p>2. 本サービスについて本規約の特約が制定される場合、特約と本規約とは一体となり効力を有するものとします。<u>また</u>、本規約と特約との間で重複<u>また</u>は競合する内容については、特約が優先するものとします。</p> <p>3. 当社は民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約を改定し（その付則<u>および</u>特約等を新たに定めることを含みます。）、<u>また</u>はその付則<u>および</u>特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、<u>また</u>は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ</p>

(https://expy.jp/) (以下、「当社 HP」という。) 等で公表するものとします。

## 第2条 (会員資格、会員登録)

1. 本サービスの利用は、以下のカード会員規約（これに付随する特約等を含みます。）に定める会員（以下「カード会員という。）、代表者、管理責任者、カード使用者（以下、「カード使用者等」という。）で、かつ JR 東海エクスプレスサービス会員に限り行えるものとします。

- ・ JR 東海エクスプレス・カード会員規約（個人）
- ・ JR 東海エクスプレス・(Visa・Mastercard・JCB) カード会員規約
- ・ JR 東海「そうだ京都、行こう。」エクスプレス・カード会員規約
- ・ JR 東海「そうだ京都、行こう。」エクスプレス・(Visa) カード会員規約
- ・ JR 東海エクスプレス・カード会員規約（法人）

### ・ JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）会員規約

2. 利用希望者は、本サービスの利用にあたって、カード会員又はカード使用者等の JR 東海エクスプレス・カードの会員番号の入力その他の当社が別に定める JR 東海エクスプレスサービス会員登録を行うものとします。利用希望者は、JR 東海エクスプレスサービス会員登録 手続において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。

3. 当社は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、利用希望者を、本サービス会員に登録しないことがあります。

(1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合

(2) 会員登録 手続が正しく完了しなかった場合

(3) 利用希望者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、利用申込の際に必要な同意を得ていない場合

(https://expy.jp/) (以下「当社 HP」という。) 等で公表するものとします。

## 第2条 (会員資格、会員登録)

1. 本サービスの利用は、以下のカード会員規約（これに付随する特約等を含みます。）に定める会員、代表者、管理責任者、カード使用者（以下、総称して「カード会員」という。）で、かつ JR 東海エクスプレス 予約サービス会員に限り行えるものとします。

- ・ JR 東海エクスプレス・カード会員規約（個人）
- ・ JR 東海エクスプレス・(Visa・Mastercard・JCB) カード会員規約
- ・ JR 東海「そうだ京都、行こう。」エクスプレス・カード会員規約
- ・ JR 東海「そうだ京都、行こう。」エクスプレス・(Visa) カード会員規約
- ・ JR 東海エクスプレス・カード (法人) 会員規約

2. 利用希望者は、本サービスの利用 開始にあたって、インターネットの申込サイト上で本規約を遵守することに同意し、当社が会員を識別するために会員ごとに付与した会員 ID や、その他の当社が別に定める情報（以下「会員情報」という。）を入力することにより、本サービスの会員登録を行うものとします。 利用希望者は、会員登録において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。

3. 当社は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないことがあります。

(1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合

(2) 会員登録が正しく完了しなかった場合

(3) 利用希望者が未成年者、成年被後見人、被保佐人 または被補助人のいずれかであり、本サービスの利用申込の際に必要な同意を得ていない場合

<p>(4)利用希望者が、過去において本規約<u>又</u>は本規約の特約に違反したことにより、本サービス会員<u>登録</u>の取消を受けている場合</p> <p>(5)会員が、過去において当社と<u>西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 西日本」という。）</u>が別に提供する「スマートEXサービス」の会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p>(6)その他、利用希望者が本サービスを利用することを、当社が不相当と判断する場合</p> <p>4. <u>利用希望者が本サービスを利用することを当社が承認した場合、当社は、利用希望者を会員に登録し、利用希望者に対して会員 ID を発行します。会員登録手続の完了及び会員 ID の通知は、予約・申込サイト上への表示により行われます。</u></p> <p>5. 会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、以下の項目に該当すると<u>当社が判断した</u>場合、当社は事前に会員に通知することなく直ちに本サービス会員<u>登録</u>を取り<u>消し</u>、会員の本サービス利用を停止させることがあります。</p> <p>(1)会員が本規約<u>又</u>は本規約の特約に違反した場合</p> <p>(2)第 2 項により登録<u>および</u>第 3 条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があった場合</p> <p>(3)会員がカード会員<u>もしくはカード使用者等</u>でなくなった場合、<u>又は、カード使用者等が所属する法人が法人会員でなくなった場合</u></p> <p>(4)<u>会員が登録した</u>電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から会員への連絡がとれなくなった場合</p> <p>(5)会員が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産もし</p>	<p>(4)利用希望者が、過去において本規約<u>また</u>は本規約の特約に違反したことにより、本サービスの会員<u>資格</u>の停止・取消を受けている場合</p> <p>(5)会員が、過去において<u>本サービス、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）</u>が提供する J-WEST カードによる<u>エクスプレス予約サービス（以下「J-WEST カード EX 予約サービス」という。）</u>または当社と JR 西日本が別に提供する「スマートEXサービス」<u>（以下「スマートEX」という。）</u>の会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p>(6)その他、利用希望者が本サービスを利用することを、当社が不相当と判断する場合</p> <p>4. <u>第 2 項の会員登録に対して当社が承認をした場合、利用希望者は本会員としての資格（以下「会員資格」という。）を有することになります。また当社は、申込サイト上への表示、会員が登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）に対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が<u>適当と認める方法により行うものとします。</u></u></p> <p>5. <u>当社より前項の承認を受けた</u>会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、<u>会員が</u>以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく、<u>直ちに本サービスの</u>会員<u>資格</u>を<u>停止・取消または</u>会員の本サービス利用を停止させることがあります。</p> <p>(1)会員が本規約<u>また</u>は本規約の特約に違反した場合</p> <p>(2)第 2 項により登録<u>および</u>第 3 条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があった場合</p> <p>(3)会員がカード会員でなくなった場合</p> <p>(4)電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から会員への連絡がとれなくなった場合</p> <p>(5)会員が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産もし</p>
--	---

くは更生手続開始の申立を行い 又 は申立を受けた場合、その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合

(6) 会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の一部 又 は全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売 又 は換金行為を試み、もしくは実行した場合（旅行業法に定める取次行為を含む。）

(7) 会員が、その一部 又 は全部を自らは使用しない等、転売 又 は換金等の目的において、相当と認められる数量 又 は頻度を超えて、本規約 又 は本規約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類を購入した場合

(8) カード 使用者等 が第 14 条に違反している、又 は疑いがあると当社が認めたとき

(9) 同一の会員に対し複数の会員 ID（JR 西日本が提供する J-WEST カード会員及び当社並びに JR 西日本が別に提供する スマート EX サービス会員の ID を含む。以下同じ。）が発行されている場合（過去に発行されていた場合を含む。）において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(8)のいずれかに該当した場合

(10) その他、会員が本サービスを利用することを当社が不相当と判断した場合

6. 会員は、本サービスの 利用を停止すること を希望する場合、当社が別に定める会員登録の初期化手続を行うものとします。会員が本サービス会員登録の初期化手続を行った場合、当社は、本サービスの会員登録を取り消します。また、会員登録の初期化手続が完了した後、当社は 予約・申込 サイト上に表示することにより通知します。なお会員が、第 1 項で定める カード会員のカードを退会することを希望する場合は、カード会員規約に定める方法で、クレジットカード会社へ申し出るものとします。

くは更生手続開始の申立を行い また は申立を受けた場合、その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合

(6) 第 1 項記載の各カード会員規約に基づき発行されるクレジットカードを発行する会社（以下「クレジットカード会社」という。）から会員資格を取り消すよう通知があった場合

(7) 会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の一部 また は全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売もしくは換金行為を試み、また は実行した場合（旅行業法に定める取次行為を含む。）

(8) 会員が、その一部 また は全部を自らは使用しない等、転売 また は換金等の目的において、相当と認められる数量 また は頻度を超えて、本規約 また は本規約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類を購入した場合

(9) カード 会員 が第 14 条に違反している、また は疑いがあると当社が認めたとき

(10) 同一の会員に対し複数の会員 ID（本サービス、J-WEST カード EX 予約サービス また はスマート EX を含む。以下同じ。）が発行されている場合（過去に発行されていた場合を含む。）において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合

(11) その他、会員が本サービスを利用することを当社が不相当と判断した場合

6. 会員は、本サービスの 退会 を希望する場合、申込サイト上 で当社が別に定める会員登録の初期化手続を行うものとします。会員が本サービス会員登録の初期化手続を行った場合、当社は、本サービスの会員登録を取り消します。また、会員登録の初期化手続が完了した後、当社は申込サイト上に表示することにより通知します。なお会員が、カード会員のカードを退会することを希望する場合は、カード会員規約に定める方法で、クレジットカード会社へ申し出るものとします。

7. 利用希望者が第2項に定める本サービス会員登録を行った後、又は会員が前項に定める本サービス会員登録の初期化を行った後、別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、第6条に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。
8. 会員は、第5項又は第6項により、会員登録取消となった後であっても、会員登録取消時点以前に発生した本規約及び本規約の特約に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとします。

### 第3条 （会員情報の登録・修正）

会員は、第2条第2項で登録した自己に関する情報又は回数を問わずこれを修正登録したものを（以下、「会員情報」という。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が別に定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

### 第4条 （会員情報の使用）

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報（購入履歴及びサーバー通信履歴等）についての取扱いは、カード会員規約によります。

### 第5条 （会員の義務）

1. 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとします。
2. 会員は、会員 ID 及びパスワードの使用及び管理の一切の責任を負うものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。
3. 会員は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与える恐れ

7. 利用希望者が会員登録を行った後、または会員が前項に定める本サービス会員登録の初期化を行った後、当社が別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、第6条に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。
8. 会員は、第5項または第6項により、会員資格を喪失した後であっても、会員資格の喪失時点以前に発生した本規約および本規約の特約に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとします。

### 第3条 （会員情報の登録・修正）

会員は、会員情報（前条第2項により登録した自己に関する情報または回数を問わずこれを修正登録したものをを含む）内容に変更が生じた場合、速やかに当社が別に定める方法で修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

### 第4条 （会員情報の使用）

本サービスに基づき当社が知り得た会員に関する情報（購入履歴およびサーバー通信履歴等）についての取扱いは、カード会員規約によります。

### 第5条 （会員の義務）

1. 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとします。
2. 会員は、会員 ID およびパスワードの使用および管理の一切の責任を負うものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。
3. 会員は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れ

のある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

#### 第6条 (会員の問い合わせ窓口)

1. 会員から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社 HP 上に掲示します。
2. カスタマーセンターでは、会員からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

#### 第7条 (会員の責任、当社の免責、損害賠償)

1. 会員は、自らの行為であるか否かに関わらず、又過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、自ら行った一切の行為及びその結果並びに会員 ID 等によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。
2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとします。
  - (1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があったことにより、会員又は第三者が被った不利益
  - (2) 会員 ID 及びパスワードの使用上の誤り 又は管理不十分により会員又は第三

のある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

#### 第6条 (会員の問い合わせ窓口)

1. 会員から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社 HP 上に掲示します。
2. カスタマーセンターでは、会員からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

#### 第7条 (会員の責任、当社の免責、損害賠償)

1. 会員は、自らの行為であるか否かに関わらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、会員または会員が締結した運送契約に基づき乗車を認める会員以外の者（以下「利用者」という。）が行った一切の行為およびその結果並びに会員 ID 等によりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。
2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとします。
  - (1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があったことにより、会員または第三者が被った不利益
  - (2) 会員 ID およびパスワードの使用上の誤り または管理不十分により会員また

<p>者が被った不利益</p> <p>(3)当社が第2条第5項により本サービス会員登録を取り消し、会員の本サービス利用を停止させることにより会員又は第三者が被った不利益</p> <p>(4)当社が本サービスに関するシステム又は内容を変更したことにより会員又は第三者が被った不利益</p> <p>(5)当社が本サービスの中断・変更・終了又は会員からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより会員又は第三者が被った不利益</p> <p>(6)カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により会員又は第三者の被った不利益</p> <p>(7)当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、会員の携帯電話又はパソコン等の機器、ソフトウェア等及びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に会員又は第三者が被った不利益</p> <p>(8)当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、会員又は第三者が被った不利益</p> <p>(9) <u>会員が登録した電子メールアドレス (以下、「電子メールアドレス」という。)</u> に対し当社から電子メールが送信されるに伴い、会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより会員又は第三者が被った不利益</p> <p>(10)当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、又は当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として会員の携帯電話又はパソコンの受信容量を超過した、<u>当社から送信された電子メールにより</u> 会員又は第三者が被った不利益</p> <p>(11)その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに</p>	<p>は第三者が被った不利益</p> <p><u>(3)当社が第2条第3項により本サービスの会員登録に対して承認をしないことにより利用希望者または第三者が被った不利益</u></p> <p>(4)当社が第2条第5項により本サービスの<u>会員資格を停止・取消または</u>会員の 本サービス利用を停止させることにより会員<u>または</u>第三者が被った不利益</p> <p>(5)当社が本サービスに関するシステム<u>または</u>内容を変更したことにより会員<u>また</u> <u>た</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(6)当社が本サービスの中断・変更・終了<u>または</u>会員からの本サービスへのア クセス制限を行ったことにより会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(7)カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により会員<u>また</u>は第三者 の被った不利益</p> <p>(8)当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、会員の携帯電話 <u>または</u>パソコン等の機器、ソフトウェア等<u>および</u>その環境設定、並びに通信状況 等に何らかの問題がある場合等に会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(9)当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗 聴がなされたことにより会員ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、 会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(10)電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、会員に 生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより会員<u>また</u>は第三者が被っ た不利益</p> <p>(11)当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信され た電子メールに付随していたウィルス、<u>または</u>当社が世間一般に送信される <u>電子 メールの</u>容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として会員の携帯電話 <u>または</u>パソコンの受信容量を超過し会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(12)その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに</p>
---	--

対し当社から送信された電子メールにより会員又は第三者が被った不利益  
(12) その他、会員が、本規約、本規約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定めにより違反したことにより、又は本規約及び本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員又は第三者が被った不利益

(13) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって会員又は第三者が被った不利益

3. 会員が本規約、本規約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定めにより違反して当社又は第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第8条 (通知及び同意の方法)

1. 当社から会員への本サービスの運営及び内容に関する通知は、当社の本サービスの予約・申込サイト 又は当社 HP 上への掲示、会員が登録した電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、又はその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

2. 前項の掲示の通知の内容を反映した本サービスを会員が利用したことにより、同通知の内容を会員が承諾したものとみなします。

#### 第9条 (サービス等の変更)

1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスに関するシステム及び内容を変更することができるものとします。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとします。

2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの中断・変更及び本サービスへのアクセス制限を行うことができるものと

対し当社から送信された電子メールにより会員または第三者が被った不利益  
(13) 会員が、本規約、本規約の特約、当社または当社指定路線を運営する他社 (以下「他社」という。)の定める運送約款 および法令の定めにより違反したことにより、または本規約および本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員または第三者が被った不利益

(14) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって会員または第三者が被った不利益

3. 会員が本規約、本規約の特約、当社または他社の定める運送約款 および法令の定めにより違反して当社または第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第8条 (通知および同意の方法)

1. 当社から会員への本サービスの運営および内容に関する通知は、当社の本サービスの申込サイト または当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

2. 前項の掲示の通知の内容を反映した本サービスを会員が利用したことにより、同通知の内容を会員が承諾したものとみなします。

#### 第9条 (サービス等の変更)

1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスに関するシステムおよび内容を変更することができるものとします。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとします。

2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスへのアクセス制限を行うことができるものと



します。

(1)本サービスのシステムの保守が必要な場合

(2)戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態~~又~~は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

(3)その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更~~及~~び会員からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合

3. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。

#### 第10条 (権利の帰属)

本サービスに関わるすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般~~及~~び情報に関する権利は当社~~又~~はそれぞれの権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

#### 第11条 (債権譲渡~~及~~び債権供担保の禁止)

会員は理由のいかんを問わず、本規約~~及~~び本規約の特約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与~~又~~は担保に供してはならないものとします。

#### 第12条 (相殺禁止)

会員は本規約~~及~~び本規約の特約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

#### 第13条 (管轄裁判所)

本サービス並びに本規約~~及~~び本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が

とします。

(1)本サービスのシステムの保守が必要な場合

(2)戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態~~また~~は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

(3)その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更~~およ~~び会員からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合

3. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。

#### 第10条 (権利の帰属)

本サービスに関わるすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般~~およ~~び情報に関する権利は当社~~また~~はそれぞれの権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

#### 第11条 (債権譲渡~~およ~~び債権供担保の禁止)

会員は理由のいかんを問わず、本規約~~およ~~び本規約の特約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与~~また~~は担保に供してはならないものとします。

#### 第12条 (相殺禁止)

会員は本規約~~およ~~び本規約の特約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

#### 第13条 (準拠法および合意管轄裁判所)

1. 本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるもの

生じた場合には、名古屋地方裁判所~~又~~は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第14条（反社会的勢力の排除）

1. カード~~使用者等~~は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員~~及~~び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) 前各号の共生者
- (7) その他前各号に準ずる者

2. カード~~使用者等~~は、自ら~~又~~は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、~~又~~は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い~~又~~は威力を用いて当社の信用を毀損し、~~又~~は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

改定日 令和~~2~~年3月~~21~~日

~~とします。~~

2. 本サービス並びに本規約~~およ~~び本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所~~また~~は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第14条（反社会的勢力の排除）

1. カード~~会員~~は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員~~およ~~び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ~~また~~は特殊知能暴力集団等
- (6) 前各号の共生者
- (7) その他前各号に準ずる者

2. カード~~会員~~は、自ら~~また~~は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、~~また~~は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い~~また~~は威力を用いて当社の信用を毀損し、~~また~~は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

改定日 令和~~2~~3年3月~~21~~6日

エクスプレス予約サービスに関する特約  
(JR 東海エクスプレス・カード会員用)

第1条 (エクスプレス予約サービス)

1. エクスプレス予約サービス (以下、「本サービス」という。) とは、「JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約」(以下、「会員規約」という。) 第1条第1項中の「JR 東海エクスプレス予約サービス会員 ID を利用したすべてのサービス」の一種であり、携帯電話又はパソコン等による申込により、当社が別に定める乗車券類 (以下、「乗車券類」という。) の購入、変更、払戻等 (以下、「乗車券類の購入等」という。) を行うことのできるサービスをいいます。

本サービスの利用を希望する者は、本サービス会員登録手続に際して携帯電話又はパソコン等の予約・申込サイト上に表示される特約に「同意する」ボタンを押すことにより本特約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 本サービスは、会員規約に基づき、本サービス会員として登録されている者 (以下、「会員」という。) に限り利用できるものとします。

第2条 (本特約の効力)

1. 本特約は、会員規約の特約であり、会員規約と重複 又 は競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。また、会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗車区間に応じて東海旅客鉄道株式会社 (以下、「当社」という。) 又 は他社の定める運送約款 (旅

エクスプレス予約サービスに関する特約  
(JR 東海エクスプレス・カード会員用)

第1条 (エクスプレス予約サービス)

1. エクスプレス予約サービス (以下「本サービス」という。) とは、「JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約 (JR 東海エクスプレス・カード会員用)」(以下「会員規約」という。) 第1条第1項中の「JR 東海エクスプレス予約サービス会員 ID を利用したすべてのサービス」の一種であり インターネットによる申込により、当社が別に定める乗車券類 (以下「乗車券類」という。) の購入、変更、払戻等 (以下「乗車券類の購入等」という。) を行うことのできるサービスをいいます。

2. 会員規約に定める会員は、会員規約第2条により本サービスの会員登録を行うに際して申込サイト上に表示される特約に「同意する」ボタンを押すことにより本特約の内容を承諾しているものとみなされます (以下、本特約を承諾しているものとみなされたエクスプレス予約サービスの会員を「会員」という。)。

3. 本サービスは、会員に限り利用できるものとします。

第2条 (本特約の効力)

1. 本特約は、会員規約の特約であり、会員規約と重複 また は競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。 また、会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗車区間に応じて東海旅客鉄道株式会社 (以下「当社」という。) または当社指定路線を

客営業規則その他の運送約款。以下同じ。)によります。

2. 当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、又はその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、又は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたいうで、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ(<https://expy.jp/>) (以下、「当社 HP」という。)等で公表するものとします。

3. 当社は、前項の変更に起因して、会員または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第3条 (利用環境、受付期間、受付時間、回答時間)

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP により周知するものとします。

2. 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、原則として当社が別に定めるところによるものとします。

#### 第4条 (申込)

本サービスにおいて、会員は、当社より付与された会員 ID 及びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法による携帯電話又はインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができるものとします。

#### 第5条 (回答方法、契約の成立、決済)

1. 会員が本サービスを利用した場合、会員が本サービス会員登録手続を行う際

運営する他社(以下、「他社」という。)の定める運送約款(旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。)によります。

2. 当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またははその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、またはは会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたいうで、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ(<https://expy.jp/>) (以下「当社 HP」という。)等で公表するものとします。  
(削る)

#### 第3条 (利用環境、受付期間、受付時間、回答時間)

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP により周知するものとします。

2. 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間および所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、当社 HP 上で周知するものとします。

#### 第4条 (申込)

本サービスにおいて、会員は、当社より付与された会員 ID およびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法によりインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができるものとします。

#### 第5条 (回答方法、契約の成立、決済)

1. 会員が本サービスを利用した場合、会員規約第1条に定める会員 ID に紐づ

に会員番号を入力した会員規約第 2 条第 1 項記載の各会員規約に基づき発行されるカード（以下、「会員のエクスプレス・カード」という。）によって決済することとします。

2. 乗車券類の変更、払戻等（第 10 条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則として会員のエクスプレス・カードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて決済したのち、変更前の乗車券類を払い戻します。したがって、会員の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、会員のエクスプレス・カード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとします。

3. 会員の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の予約・申込サイト上への表示、又は会員が会員情報として登録した電子メールアドレス（以下、「電子メールアドレス」という。）に対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、通常通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。

4. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、会員が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、会員と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。

5. 会員が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われるものとします。したがって、会員の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、会員のエクスプレス・カード利用可能枠による制限を受けます。また、乗車券類の購入可能件数は、当社 HP により周知するものとします。

く会員規約第 2 条記載の各会員規約に基づき発行されるクレジットカード（以下「会員のエクスプレス・カード」という。）によって決済することとします。

2. 会員の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の申込サイト上への表示、または会員が会員情報として登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）に対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、通常通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、会員が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、会員と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。

4. 会員が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われるものとします。したがって、会員の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、会員のエクスプレス・カード利用可能枠による制限を受けます。また、乗車券類の購入可能件数は、当社 HP により周知するものとします。

6. 会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第 4 項にかかわらず、当社は会員に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。

#### 第 6 条 （契約成立後の乗車券類の扱い）

1. 本サービスにより 会員が 購入、変更した乗車券類については、会員が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。
2. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社 又 は他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

#### 第 7 条 （事前申込サービス）

1. 本サービスの乗車券類は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日（以下、「発売開始日」という。）の前に購入の申込（以下、「事前申込」

5. 会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、会員規約第 6 条に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第 3 項にかかわらず、当社は会員に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。

6. 乗車券類の変更、払戻等（第 10 条記載の受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則として会員のエクスプレス・カードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて決済したのち、変更前の乗車券類を払い戻します。したがって、会員の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、会員のエクスプレス・カード利用可能枠による制限を受ける場合があります。

#### 第 6 条 （契約成立後の乗車券類の扱い）

1. 会員は、本サービスにより購入、変更した乗車券類の内容について、当社が別に定める営業時間内および期間中において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。
2. 本サービスにより購入、変更した乗車券類については、会員が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。
3. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社 また は他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

#### 第 7 条 （事前申込サービス）

1. 本サービスの乗車券類は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」という。）の前に購入の申込（以下「事前申込」

<p>という)を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。また、発売開始日あたりの事前申込の件数には限りがあります。</p> <p>2. 当社は、会員が事前申込を行った場合、申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。</p> <p>3. 当社は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前 8 時以降順次、手続きを行うものとし、運送契約の締結の成否の通知は、第 5 条に基づき電子メール送信により行います。</p> <p>(注) 事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。</p> <p>4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。</p> <p>5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は締結されます。なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとし、</p> <p>6. 事前申込の取消は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。</p> <p>第 8 条 (夜間申込サービス)</p> <p>1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯において、購入の申込 (以下、「夜間申込」という。)を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。</p> <p>2. 当社は、会員が夜間申込を行った場合、<u>予約</u>・申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。</p> <p>3. 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容</p>	<p>という)を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。<u>また</u>、発売開始日<u>およ</u>び列車あたりの事前申込の件数には限りがあります。</p> <p>2. 当社は、会員が事前申込を行った場合、申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。</p> <p>3. 当社は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前 8 時以降順次、手続きを行うものとし、運送契約の締結の成否の通知は、第 5 条に基づき電子メール送信により行います。</p> <p>(注) 事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。</p> <p>4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。</p> <p>5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は締結されます。なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとし、</p> <p>6. 事前申込の取消は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。</p> <p>第 8 条 (夜間申込サービス)</p> <p>1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯において<u>は</u>、購入の申込 (以下「夜間申込」という。)を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。</p> <p>2. 当社は、会員が夜間申込を行った場合、申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。</p> <p>3. 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容</p>
--	--

について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、第5条に基づき電子メール送信により行います。

(注) 夜間申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は締結されます。なお、当日中に、当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。
6. 夜間申込の取消は、会員が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

#### 第9条 (受取)

1. 会員は、当社が別に定める窓口（以下、「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第6条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QRコード及び16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）を発行するものとします。会員が前項の受取を行う際には、会員のEX-ICカード又は受取コードが必要となるほか、会員が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署によるものとします。
3. 第1項の乗車券類の受取期間および第2項の受取コードの有効期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができません。

について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、第5条に基づき電子メール送信により行います。

(注) 夜間申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は締結されます。なお、当日中に、当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。
6. 夜間申込の取消は、会員が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

#### 第9条 (受取)

1. 会員は、当社が別に定める指定席券売機または窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第6条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QRコードおよび16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）を発行するものとします。会員が前項の受取を行う際には、当社が別に定める会員のEX-ICカードまたは受取コードが必要となるほか、会員が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署によるものとします。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間、前項の受取コードの有効期間および第7条に定める事前申込による受取期間は、別に定めるところによ



4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、別に定める払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

5. 会員が会員規約第2条第1項に定める会員資格を喪失した時点で、当社が第6条第1項により保管している乗車券類が存在する場合の受取期間は、第3項によるものとします。

#### 第10条 (受取後の乗車券類の扱い)

会員が第9条第1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、会員は受取窓口において、会員のエクスプレス・カードの提示等を行うものとします。

るものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等を行うことができません。

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、別に定める払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

5. 前項による払戻は、会員のエクスプレス・カードにより決済を行います。なお、第5条に関わらず会員への通知は行いません。

6. 会員が会員規約第2条に定める会員資格を喪失した時点で、当社が第6条第2項により保管している乗車券類が存在する場合の受取期間は、当該時点における日付をもって、第3項に定める受取期間の満了日とします。

#### 第10条 (受取後の乗車券類の扱い)

会員が前条第1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、会員は当社が別に定める窓口において、会員のエクスプレス・カードの提示等を行うものとします。

#### 第11条 (付帯サービス)

1. 当社または付帯サービスを提供する企業（以下「提携企業」という。）は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下「付帯サービス」という。）を提供することがあり、会員は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯

<p>第 <u>11</u> 条 (変更の可能性)</p> <p>当社は、以下の事柄について変更する可能性があります。また、この変更起因して、会員<u>又</u>は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 第 3 条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間<u>及</u>び所要回答時間</p> <p>(2) 第 4 条の申込方法</p> <p>(3) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等</p> <p>(4) 第 7 条、第 8 条の申込方法</p> <p>(5) 第 9 条第 <u>1</u> 項及び同第 <u>2</u> 項の受取窓口、受取方法</p> <p>(6) <u>第 9 条第 3 項の受取期間</u></p> <p>(7) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容</p> <p>第 <u>12</u> 条 (例外的扱い)</p> <p>当社は、当社が特に必要と認めた場合、本特約の規定と異なる扱いをすることができるものとします。</p> <p>改定日 令和 <u>2</u> 年 3 月 <u>21</u> 日</p>	<p><u>サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社 HP または申込サイト上への掲示等で案内します。</u></p> <p><u>2. 会員は、付帯サービスを利用する場合、常に会員のエクスプレス・カードまたは EX-IC カードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社、または提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。</u></p> <p>第 <u>12</u> 条 (変更の可能性)</p> <p>当社は、以下の事柄について変更する可能性があります。<u>また</u>、この変更起因して、会員<u>また</u>は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 第 3 条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間<u>および</u>所要回答時間</p> <p>(2) 第 4 条の申込方法</p> <p>(3) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等</p> <p>(4) 第 7 条、第 8 条の申込方法</p> <p>(5) 第 9 条の受取窓口、受取方法、<u>受取期間</u></p> <p>(6) <u>付帯サービスの内容</u></p> <p>(7) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容</p> <p>第 <u>13</u> 条 (例外的扱い)</p> <p>当社は、当社が特に必要と認めた場合、本特約の規定と異なる扱いをすることができるものとします。</p> <p>改定日 令和 <u>3</u> 年 3 月 <u>6</u> 日</p>
---	---

JR 東海 EX-IC サービス規約  
(JR 東海エクスプレス・カード会員用)

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供する EX-IC サービス等について定めるものです。

第1章 総則

第1条 (総則)

1. 本規約は、「JR 東海エクスプレス予約サービス 会員規約」(以下、「サービス 規約」という。)の特約とし、サービス 規約 と本規約との間で重複 又 は競合する内容については、本規約が優先するものとします。

2. サービス 規約 に定める JR 東海エクスプレス予約サービス の会員は、JR 東海エクスプレス予約サービス会員登録手続に際して 携帯電話又はパソコン等の予約・申込サイト 上に表示される規約に「同意する」ボタンを押すことにより本規約の内容を承諾しているものとみなされます(以下、本規約を承諾しているものとみなされた JR 東海エクスプレス予約サービス会員を「会員」という。)

3. 会員は、JR 東海エクスプレス予約サービス会員でなくなったときは、当然に会員でなくなります。

第2条 (用語の定義)

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 「EX-IC カード」とは、当社が会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。

(2) 「指定クレジットカード」とは、当社が別に定めるクレジットカードのうち、

JR 東海 EX-IC サービス規約  
(JR 東海エクスプレス・カード会員用)

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供する EX-IC サービス等について定めるものです。

第1章 総則

第1条 (総則)

1. 本規約は、「エクスプレス予約サービスに関する 特約 (JR 東海エクスプレス・カード会員用)」(以下「サービス 特約」という。)の特約とし、サービス 特約 と本規約との間で重複 また は競合する内容については、本規約が優先するものとします。

2. サービス 特約 に定めるエクスプレス予約サービスの会員は、JR 東海エクスプレス予約サービス会員登録手続 (以下「会員登録」という。) に際して インターネット の申込サイト上に表示される規約に「同意する」ボタンを押すことにより本規約の内容を承諾しているものとみなされます(以下、本規約を承諾しているものとみなされた JR 東海エクスプレス予約サービス会員を「会員」という。)

(削る)

第2条 (用語の定義)

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 「EX-IC カード」とは、当社が会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。

会員が、サービス規約第2条第2項の定めにより、会員登録手続きの際に利用料金等の決済手段として登録するクレジットカードをいいます。

(3) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードに固有の番号をいいます。

(4) 「記名式 EX-IC カード」とは、個人の会員名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。

(5) 「非記名式 EX-IC カード」とは、会社名・会社の部署名等の会員名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。

(6) 「EX-IC 携帯電話機」とは、会員が、当社が別に定める登録手続きをし、当社が登録した携帯電話機をいいます。

(7) 「提携企業」とは、会員に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいいます。

(8) 「当社指定路線」とは、EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。

(9) 「指定クレジットカード発行会社」とは、指定クレジットカードを発行するクレジットカード会社をいいます。

(10) 「会員情報」とは、会員がサービス規約第2条第2項の定めにより登録した事項（サービス規約第3条の定めにより変更された事項を含みます。）をいいます。

2. 本規約に定めのない用語の定義については、サービス規約に定めるところによるものとします。

(2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カード固有の番号をいいます。

(3) 「記名式 EX-IC カード」とは、個人の会員名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。

(4) 「非記名式 EX-IC カード」とは、会社の部署名等がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。

(5) 「交通系 IC カード」とは、当社エクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) (以下「当社 HP」という。) に掲載する IC カード乗車券等をいいます。

(削る)

(6) 「当社指定路線」とは、第4条に定める EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。

(7) 「指定クレジットカード」とは、当社が別に定めるクレジットカードのうち、会員が、JR 東海エクスプレス予約サービスの利用料金等の決済手段として指定するクレジットカードをいいます。

(8) 「指定クレジットカード発行会社」とは、指定クレジットカードを発行するクレジットカード会社をいいます。

(9) 「会員情報」とは、会員が会員登録の際に登録した事項（修正登録した事項を含みます。）をいいます。

2. 本規約に定めのない用語の定義については、サービス特約に定めるところによるものとします。

### 第3条 (本規約の変更)

1. 当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、又はその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、又は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、例えば、会員に対して改定の都度、当社エクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) (以下、「当社 HP」という。)等で公表するものとします。
2. 当社は、前項の変更に起因して、会員又は第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

## 第2章 EX-IC サービス

### 第4条 (EX-IC サービス)

EX-IC サービス（以下、「本サービス」という。）とは、サービス規約第1条第1項中の「JR 東海エクスプレス予約サービスの会員 ID を利用したすべてのサービス」の一種であり、携帯電話又はパソコン等による申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「締結等」という。）をすることができるサービスを行います。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」という。）において入出場する際に EX-IC カード又は EX-IC 携帯電話機等が必要等の特別な旅客運送契約（以下、「EX-IC 運送契約」という。）となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも会員にとって不利になる場合があります。

### 第3条 (本規約の変更)

- 当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、例えば、会員に対して改定の都度、当社 HP 等で公表するものとします。
- (削る)

## 第2章 EX-IC サービス

### 第4条 (EX-IC サービス)

1. EX-IC サービス（以下「本サービス」という。）とは、サービス特約第1条に定めるエクスプレス予約サービスの一種であり、インターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下「締結等」という。）をすることができるサービスを行います。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下「駅」という。）において入出場する際に EX-IC カードまたは交通系 IC カード (以下、総称して「IC カード」という。)が必要等の特別な旅客運送契約（以下「EX-IC 運送契約」という。）となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも会員および第 18 条第 1 項に定める利用者にとって不利になる場合があります。
2. 会員または利用者は、本サービスの利用において、登録または指定した IC

<p>第5条 (EX-IC 運送契約の内容)</p> <p>EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EXサービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。</p> <p>第6条 (利用環境、受付期間、受付時間)</p> <p>1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP により周知するものとします。</p> <p>2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間および時間は、当社が別に定めるところによるものとします。</p> <p>第7条 (申込)</p> <p>会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、会員の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。</p> <p>第8条 (申込および決済の方法、契約の成立等)</p>	<p><u>カードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定した IC カードを乗車日当日に不所持の場合などは、サービス特約第9条で定める受取窓口において、サービス特約第6条により当社が保管し、その約定した内容を記載した証票（以下「乗車券類」という。）を受け取って乗車するものとします。</u></p> <p><u>3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機を EX-IC カードまたは乗車券類のみで通過することはできません。</u></p> <p>第5条 (EX-IC 運送契約の内容)</p> <p>EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EXサービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。</p> <p>第6条 (利用環境、受付期間、受付時間等)</p> <p>1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP により周知するものとします。</p> <p>2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間、<u>受付時間および所要回答時間並びに取り扱う EX-IC 運送契約の運賃等</u>は、当社が別に定めるところによるものとします。</p> <p>第7条 (申込)</p> <p>会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、会員の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。</p> <p>第8条 (申込<u>および</u>決済の方法、契約の成立等)</p>
---	---

<p>1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの<u>予約</u>・申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。</p> <p>2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの<u>予約</u>・申込サイト上への表示<u>又</u>は会員が会員情報として登録した電子メールアドレス（以下、「電子メールアドレス」という。）への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社は会員に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。</p> <p>3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。</p> <p>4. EX-IC 運送契約の運賃等は、指定クレジットカードによって決済することとします。なお、会員の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受けます。また、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、当社 HP により周知するものとします。</p> <p>5. 第 3 項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。</p> <p>6. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの<u>予約</u>・申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。</p> <p>7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの<u>予約</u>・申込サイト上への表示<u>又</u>は電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。</p> <p>8. 前項により、第 4 項に基づき決済した運賃等に払い戻すべき過剰金もしくはは</p>	<p>1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。 <u>※EX-IC 運送契約により大人 1 名が IC カードで乗車する場合は、会員本人の利用に限ります。</u></p> <p>2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示<u>また</u>は会員が会員情報として登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社は会員に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。</p> <p>3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。</p> <p>4. EX-IC 運送契約の運賃等は、指定クレジットカードによって決済することとします。なお、会員の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受けます。<u>また</u>、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、当社 HP により周知するものとします。</p> <p>5. 第 3 項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。</p> <p>6. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。</p> <p>7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。<u>また</u>、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示<u>また</u>は電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。</p> <p>8. 前項により、第 4 項に基づき決済した運賃等に払い戻すべき過剰金<u>また</u>は新</p>
---	--

新たに収受すべき不足金~~又~~は手数料が生じた場合、指定クレジットカードにより精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて決済したのち、変更前の EX-IC 運送契約を払い戻します。したがって、会員の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合~~又~~は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

9. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

第 9 条 （契約の締結、変更後の取り扱い）

新たに収受すべき不足金もしくは手数料が生じた場合、指定クレジットカードにより精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約の運賃等を改めて決済したのち、変更前の EX-IC 運送契約の運賃等を払い戻します。したがって、会員の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

9. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、サービス特約第 5 条に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第 2 項、第 7 項にかかわらず、当社は会員に対し、EX-IC 運送契約の締結等の承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。

10. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、会員の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容について電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。

第 9 条 （契約の締結、変更後の取り扱い）



会員は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの予約・申込サイト上にて確認することができます。

### 第3章 付帯サービス

#### 第10条 (付帯サービス)

当社又は提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を会員に提供することがあり、会員は、当社又は提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社 HP 上への掲示等の方法により通知します。

### 第4章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

#### 第11条 (本サービス等の変更、中断、終了等)

1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービス又は付帯サービス（以下、総称して「本サービス等」という。）の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービス等の一部又は全部の提供の中断もしくは会員のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。
  - (1) システム等の保守、点検を行う場合
  - (2) システム等に障害が発生した場合
  - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は当

会員は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。

(削る)

### 第3章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

#### 第10条 (本サービス等の変更、中断、終了等)

1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスの内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスの提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービスの一部もしくは全部の提供の中断または会員のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。
  - (1) システム等の保守、点検を行う場合
  - (2) システム等に障害が発生した場合
  - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または

社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合

(4)その他、当社が本サービス等<sup>等</sup>の提供上、必要と判断した場合

4. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。

5. 当社は、前各項の本サービス等<sup>等</sup>の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施<sup>又</sup>は提供の終了に伴って会員<sup>又</sup>は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第 12 条 (通知の方法)

1. 当社から会員への本サービス等<sup>等</sup>の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスの予約・申込サイトもしくは当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、住所への郵便物の送付、電話番号への電話連絡等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。

2. 前項の通知が本サービスの予約・申込サイト<sup>又</sup>は当社 HP 上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 第 1 項の通知が電子メールによって行われる場合、電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに会員情報として登録された住所に宛てた郵便物が当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前二項において、電子メールアドレス<sup>又</sup>は住所が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、<sup>又</sup>は到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合

(4)その他、当社が本サービスの提供上、必要と判断した場合

4. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。

5. 当社は、本サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施<sup>また</sup>は提供の終了に伴って会員<sup>また</sup>は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第 11 条 (通知の方法)

1. 当社から会員への本サービスの内容<sup>および</sup>その取り扱い等に関する通知は、本サービスの申込サイトもしくは当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、住所への郵便物の送付<sup>また</sup>は電話番号への電話連絡等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。

2. 前項の通知が本サービスの申込サイト<sup>また</sup>は当社 HP 上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 第 1 項の通知が電子メールによって行われる場合、電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、指定クレジットカード発行会社が指定する住所に宛てた郵便物が、当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前二項において、電子メールアドレス<sup>また</sup>は住所が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、<sup>また</sup>は到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、又は到達しなかったことにより、会員又は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第 13 条 (例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

### 第 5 章 EX-IC カード

#### 第 14 条 (EX-IC カードの発行および効力)

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、会員に対し、当社が必要と認める種類及び枚数の EX-IC カードを発行し、貸与します。
2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 当社は、別に定める場合を除き、指定クレジットカード発行会社が指定する住所に、EX-IC カードを送付します。
4. 会員は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード (内蔵する IC チップに記録された情報を含む) を使用、管理しなければなりません。
5. 会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって EX-IC カードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、又は付帯サービスを利用するときは、常に EX-IC カードおよび指定クレジットカードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社、提携企業又は指定クレジットカード発行会社の係員より 提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないこと 又は付帯サービスの全部又は一部の提供を受けられないことがあります。

6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第 12 条 (例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

### 第 4 章 EX-IC カード

#### 第 13 条 (EX-IC カードの発行および効力)

1. 当社は、本サービスの提供に関連して会員に対し、当社が必要と認める種類および枚数の EX-IC カードを発行し、貸与します。
2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 当社は、別に定める場合を除き、指定クレジットカード発行会社が指定する住所に、EX-IC カードを送付します。
4. 会員は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード (内蔵する IC チップに記録された情報を含む) を使用、管理しなければなりません。
5. 会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合は、常に EX-IC カードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、会員は速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

6. 記名式 EX-IC カードは、EX-IC カード表面に氏名が記載された会員本人以外  
は使用できません。

7. 非記名式 EX-IC カードは、会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等  
を負うことを条件に、会員が指定する者（以下、「カード使用者」という。）に使用  
させることができます。この場合、カード使用者は、必要に応じて本規約にお  
ける会員とみなされます。

8. EX-IC カードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したと否とにかかわ  
らず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとしま  
す。

9. 当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加  
する場合があります。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関す  
る取り扱いは、別に定めます。

#### 第 15 条 (EX-IC カードの有効期限および更新)

1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当  
社が必要と認め会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更す  
ることができるものとします。

2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC  
カードを予告なく交換することがあります。

3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、会員から EX-IC カードの更新を希  
望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるときは、EX-  
IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自  
動的に発行します。

#### 第 16 条 (EX-IC カードの返却等)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営

6. 記名式 EX-IC カードは、EX-IC カード表面に氏名が記載された会員本人以外  
は使用できません。

7. 非記名式 EX-IC カードは、会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等  
を負うことを条件に、会員が指定する者（以下「カード使用者」という。）に使用  
させることができます。この場合、カード使用者は、必要に応じて本規約に  
おける会員とみなされます。

8. EX-IC カードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したか否かにかかわ  
らず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとしま  
す。

9. 当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加  
する場合があります。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関す  
る取り扱いは、別に定めます。

#### 第 14 条 (EX-IC カードの有効期限および更新)

1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当  
社が必要と認め会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更す  
ることができるものとします。

2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC  
カードを予告なく交換することがあります。

3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、会員から EX-IC カードの更新を希  
望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるときは、EX-  
IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自  
動的に発行します。

#### 第 15 条 (EX-IC カードの返却等)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を

する他社、提携企業又は指定カード会社は、会員に対し、EX-IC カードの返却を求めないし本サービス等の提供を終了することがあります。

- (1) 本規約に違反した場合
  - (2) サービス規約第 2 条第 5 項の会員登録の取消を受けた場合
  - (3) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合
  - (4) 記名式 EX-IC カードの会員が本人以外の第三者に記名式 EX-IC カードを使用した場合
  - (5) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます）又は公序良俗に反する行為に使用した場合
  - (6) 換金目的による EX-IC 運送契約の締結又は付帯サービスの利用等、EX-IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合
  - (7) EX-IC カード本体又は内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動又は第三者に提供等した場合
  - (8) 会員が、指定クレジットカード発行会社への約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より EX-IC カードの利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
  - (9) EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める EX サービス運送約款 又は他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合
  - (10) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
  - (11) 第 22 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC 携帯電話機の登録取消を受けた場合
  - (12) その他、会員の EX-IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合
2. 前項により会員が EX-IC カードの返却を求められた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。

運営する他社は、会員に対し、EX-IC カードの返却を求めないし本サービスの提供を終了することがあります。

- (1) 本規約に違反した場合
  - (2) 会員登録の取消を受けた場合
  - (3) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合
  - (4) 記名式 EX-IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合
  - (5) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます）または公序良俗に反する行為に使用した場合
  - (6) 転売、換金等の目的による EX-IC 運送契約の締結等、EX-IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合
  - (7) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
  - (8) 会員が、指定クレジットカード発行会社への約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より 本サービスの利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
  - (9) EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める「EX サービス運送約款」もしくは他社が定める約款に重大な違反をした場合 または繰り返し違反した場合
  - (10) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
  - (11) 第 19 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより 交通系 IC カードの登録取消を受けた場合
  - (12) その他、会員の EX-IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合
2. 前項により会員が EX-IC カードの返却を求められた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カード

3. 会員は、会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。

4. 会員は、会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

#### 第 17 条 (EX-IC カードの紛失、盗難および不正使用)

1. 会員が EX-IC カードを紛失し、又は盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。

2. 会員の EX-IC カードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 14 条第 8 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。

(1) 会員の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用が発生した場合

(2) 会員の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合

(3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合

(4) 当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合

(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合

(6) 第 1 項の申し出又は届出書の内容が虚偽である場合

3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 14 条第 8 項の定

に基づく権利は、無効となります。

3. 会員は、会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。

4. 会員は、会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

#### 第 16 条 (EX-IC カードの紛失、盗難および不正使用)

1. 会員が EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。

2. 会員の EX-IC カードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 13 条第 8 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。

(1) 会員の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合

(2) 会員の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合

(3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合

(4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合

(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合

(6) 第 1 項の申し出または届出書の内容が虚偽である場合

3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 13 条第 8 項の定

めにかかわらず、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。  
4. EX-IC カードが第三者により不正使用された場合の補償については、会員の指定クレジットカード発行会社が定める諸規定によります。

#### 第 18 条 (EX-IC カードの再発行)

1. 当社は、会員が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能の付加その他 EX-IC カードの種別を変更して再発行することがあります。」
2. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
3. 当社は、会員が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。
4. 前二項の EX-IC カードの再発行の際には、会員は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
5. 会員は、第 1 項又は第 3 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は会員の指定クレジットカードにより決済するものとします。

めにかかわらず、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。  
4. 会員が指定クレジットカードを紛失または盗難に遭う等して、その後、EX-IC カードが第三者により不正使用された場合の補償については、会員の指定クレジットカード発行会社が定める諸規定によります。

5. 会員が EX-IC カードを紛失または盗難に遭った場合であっても、指定クレジットカードを紛失または盗難に遭う等していなければ、指定クレジットカード発行会社が定める補償はありません。

#### 第 17 条 (EX-IC カードの再発行)

1. 当社は、会員が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能の付加その他 EX-IC カードの種別を変更して再発行することがあります。
2. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
3. 当社は、会員が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。
4. 前二項の EX-IC カードの再発行の際には、会員は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
5. 会員は、第 1 項または第 3 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は会員の指定クレジットカードにより決済するものとします。

## 第 19 条 (当社の免責事項)

当社は、EX-IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

(1) 会員の EX-IC カードの使用上の誤りにより会員又は第三者が被った不利益

(2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員又は第三者が被った不利益

(3) 指定クレジットカード、エクスプレス予約サービス、EX-IC カードの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員又は第三者の被った不利益

(4) 当社が会員から第 17 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、会員又は第三者の被った不利益

## 第 6 章 EX-IC 携帯電話機

### 第 20 条 (EX-IC 携帯電話機)

1. EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合に携帯電話機を使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する会員は、当該入出場に使用する携帯電話機 (ただし、東日本旅客鉄道株式会社 (以下、「JR 東日本」という。) が提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限り、) について、当社が別に定める EX-IC 携帯電話機登録手続をするものとします。

2. 当社は、前項の登録手続をした携帯電話機のうち、当社が別に定める基準を満たす携帯電話機について、EX-IC 携帯電話機として登録します。

3. 会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、EX-IC 携帯電話機で当社が別に定める駅において入出場するときは、常に EX-IC 携帯電話機および指定クレジットカードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社 又は指定クレジットカード発行会社の係員より提示を求められたときは、速やか

(削る)

## 第 5 章 交通系 IC カード

### 第 18 条 (交通系 IC カード)

1. 会員または会員が締結した EX-IC 運送契約に基づき乗車を認める会員以外の者 (以下「利用者」という。) が EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車するために交通系 IC カードを使用して入出場することを希望する場合、会員は当社が別に定める 方法により交通系 IC カードの登録または指定手続をするものとします。

※交通系 IC カードが失効や無効となっている場合は、本サービスを利用できません。

2. 会員は、記名式の交通系 IC カードを登録する場合、実際に乗車する会員または利用者と同一名義の交通系 IC カードを登録するものとします。

3. 会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、交通系 IC カードを使用して入出場するときは、常に IC カードおよび指定クレジッ



<p>にこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。</p> <p><u>4. EX-IC 携帯電話機は、当該電話機の利用者として登録された会員本人以外は使用できません。</u></p> <p><u>5. EX-IC 携帯電話機が第三者に使用された場合、会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。</u></p> <p><u>6. 会員は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場する場合に必要な通信費用等を、自ら負担するものとします。</u></p> <p><u>7. 会員は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場するために必要な機器、ソフトウェア、携帯電話事業者との間で締結すべき各種の契約その他すべての環境（以下、「利用環境」という。）を、自らの責任と負担において確保し、維持するものとします。なお、利用環境を満たさない EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。</u></p> <p><u>8. 会員は、EX-IC 携帯電話機が、故障、電池切れ、携帯電話網を介した通信状態の不安定等、通常に利用できる状態にない場合、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。</u></p> <p><u>第 21 条（EX-IC 携帯電話機としての登録期限および更新）</u></p> <p><u>1. EX-IC 携帯電話機としての登録期限は、EX-IC カードの有効期限が満了する日までとします（EX-IC カードの有効期限が更新されると自動的に登録期限も EX-IC カードの有効期限まで延長されます。）。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、登録期限を変更することができるものとします。</u></p> <p><u>2. 前項にかかわらず、当社の都合により予告なく EX-IC 携帯電話機としての登録期限を変更することがあります。</u></p>	<p>トカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、<u>会員は IC カードおよび指定クレジットカードを、利用者は交通系 IC カードを速やかに提示しなければなりません。</u>この提示がない場合、会員または利用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。</p> <p><u>4. EX-IC 運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は予約に紐づいた交通系 IC カードの登録または指定情報を自動的に解除することがあり、この場合申込サイト上に表示するものとします。</u></p> <p><u>5. 交通系 IC カードを申込サイト上で登録または指定可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。</u></p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>
---	---

第 22 条 (EX-IC 携帯電話機の登録取消)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社、提携企業又は指定カード会社は、会員の EX-IC 携帯電話機としての登録を取り消さないし本サービスの提供を終了することがあります。

(1) 第 16 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合

(2) EX-IC 携帯電話機の利用者として登録された会員本人以外の第三者に EX-IC 携帯電話機を使用した場合

(3) EX-IC 携帯電話機を不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）又は公序良俗に反する行為に使用した場合

(4) EX-IC 携帯電話機に記録された駅における入出場に係る情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動又は第三者に提供等した場合

(5) その他、会員の EX-IC 携帯電話機の利用が適当でないと当社が認めた場合

2. 会員は、会員でなくなった後であっても、EX-IC 携帯電話機に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 19 条 (交通系 IC カードの登録取消)

1. 会員または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、事前に会員に通告することなく直ちに交通系 IC カードの登録もしくは指定を取り消すまたは本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 第 15 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合

(2) 記名式交通系 IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合

(3) 交通系 IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合

(4) 転売、換金等の目的による EX-IC 運送契約の締結等、交通系 IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合

(5) 交通系 IC カードに記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合

(6) 会員が複数の交通系 IC カードとして登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の交通系 IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合

(7) 会員が登録した交通系 IC カード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合

(8) その他、会員の交通系 IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合

2. 前項により会員が交通系 IC カードの登録または指定の取消を受けた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他交通系 IC カードに基づく権利は、無効となります。

3. 会員は、会員でなくなった後であっても、交通系 IC カードの使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

<p><u>第 23 条 (EX-IC 携帯電話機の紛失、盗難)</u></p> <p><u>1. 会員が EX-IC 携帯電話機を紛失し、又は盗難に遭った場合には、カスタマーセンター等に電話連絡の上、EX-IC 携帯電話機の利用停止を申し出るものとします。</u></p> <p><u>2. 会員の EX-IC 携帯電話機の利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 20 条第 5 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。</u></p> <p><u>(1) 会員の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用が発生した場合</u></p> <p><u>(2) 会員の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合</u></p> <p><u>(3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合</u></p> <p><u>(4) 当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合</u></p> <p><u>(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合</u></p> <p><u>(6) 第 1 項の申し出の内容が虚偽である場合</u></p> <p><u>3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、防護措置期間内に EX-IC 携帯電話機で駅において入出場することができなくなるように防護措置その他の所定の手続をとるものとします。防護措置期間経過後の EX-IC 携帯電話機による駅における入出場については、前項各号に該当する場合を除き、第 20 条第 5 項の定めにかかわらず、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。</u></p> <p><u>4. EX-IC 携帯電話機が第三者により駅における入出場に使用された場合の補償については、会員の指定クレジットカード発行会社が定める諸規定によります。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>第 24 条 (EX-IC 携帯電話機の再登録)</u></p> <p><u>会員が EX-IC 携帯電話機の紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再登録手続きを行い、これを当社が認めた場合には、新たな携帯電話機（ただし、JR 東</u></p>	<p>(削る)</p>

日本の提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限ります。）を EX-IC 携帯電話機として再登録します。

#### 第 25 条 (当社の免責事項)

当社は、EX-IC 携帯電話機の利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) 会員の EX-IC 携帯電話機の使用上の誤りにより会員 又は第三者が被った不利益
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員 又は第三者が被った不利益
- (3) 指定クレジットカード、エクスプレス予約サービス、EX-IC 携帯電話機の案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員 又は第三者が被った不利益
- (4) 利用環境の変更により、会員 又は第三者が被った不利益

#### 第 20 条 (交通系 IC カードの変更等)

1. 会員が、本サービスに交通系 IC カードを追加登録する場合並びに登録または指定した交通系 IC カードを変更する場合は、当社の定める手続によるものとし、当社がこれを認めた場合に新たな交通系 IC カードで本サービスを利用することができます。
2. EX-IC 運送契約の締結または変更後、前項により交通系 IC カードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系 IC カードで本サービスを利用するものとします。

#### 第 6 章 その他

#### 第 21 条 (当社の免責事項)

当社は、IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) IC カードの使用上の誤りにより会員 または第三者が被った不利益
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員 または第三者が被った不利益
- (3) 指定クレジットカード、EX-IC カード、本サービスの案内冊子 および当社 HP等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員 または第三者の被った不利益
- (4) 利用環境の変更により、会員 または第三者が被った不利益

<p>(5)当社が会員から第 23 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した <u>EX-IC 携帯電話機による駅における入出場</u>により、会員 <u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(6)<u>JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービス</u>のメンテナンス、障害等のため、<u>EX-IC 携帯電話機</u>で駅において入出場ができないことにより会員 <u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p><u>(7)一部あるいは全部の「モバイル Suica」会員に対して JR 東日本によりなされた各種の措置により、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場ができなくなったことにより会員又は第三者が被った不利益</u></p>	<p>(5)当社が会員から第 16 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した <u>不正使用等</u>により、会員 <u>また</u>は第三者の被った不利益</p> <p>(6)<u>交通系 IC カード</u>のサービスメンテナンス、障害等のため、駅において入出場ができないことにより会員 <u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p><u>(削る)</u></p>
<p><b>第 7 章 その他</b></p> <p>第 26 条 (債権譲渡および債権供担保の禁止)  会員は理由のいかんを問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与 <u>又</u>は担保に供してはならないものとします。</p> <p>第 27 条 (相殺禁止)  会員は理由のいかんを問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。</p> <p>第 28 条 (適用法規および合意管轄裁判所)  1. 本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。  2. 本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所 <u>又</u>は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第 22 条 (債権譲渡 <u>および</u>債権供担保の禁止)  会員 <u>また</u>は利用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与 <u>また</u>は担保に供してはならないものとします。</p> <p>第 23 条 (相殺禁止)  会員 <u>また</u>は利用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。</p> <p>第 24 条 (適用法規 <u>および</u>合意管轄裁判所)  1. 本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。  2. 本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所 <u>また</u>は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>

<p>改定日 令和<u>2</u>年3月<u>21</u>日</p>	<p>改定日 令和<u>3</u>年3月<u>6</u>日</p>
<p style="text-align: center;"><b>JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約 (プラスEX会員用)</b></p> <p>第1条 (適用範囲)</p> <p>1. 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供する JR 東海エクスプレス予約サービスの会員（以下「会員」という。）ID（以下「会員 ID」という。）を利用したすべてのサービス（以下「本サービス」という。）について適用するものとします。</p> <p>2. 本サービスについて本規約の特約が制定される場合、特約と本規約とは一体となり効力を有するものとします。<u>又</u>、本規約と特約との間で重複<u>又</u>は競合する内容については、特約が優先するものとします。</p> <p>3. 当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、<u>又</u>はその付則および特約等を変更することができます。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、<u>又</u>は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ (<a href="https://expy.jp/">https://expy.jp/</a>)（以下、「当社 HP」という。）等で公表するものとします。</p> <p>第2条 (会員資格、会員登録)</p> <p>1. 本サービスの利用希望者は、まずは、本サービスを利用可能なクレジットカード（以下、「決済用クレジットカード」という。）を所管する会社が定める所定の</p>	<p style="text-align: center;"><b>JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約 (プラスEX会員用)</b></p> <p>第1条 (適用範囲)</p> <p>1. 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供する JR 東海エクスプレス予約サービスの会員（以下「会員」という。）ID（以下「会員 ID」という。）を利用したすべてのサービス（以下「本サービス」という。）について適用するものとします。</p> <p>2. 本サービスについて本規約の特約が制定される場合、特約と本規約とは一体となり効力を有するものとします。<u>また</u>、本規約と特約との間で重複<u>また</u>は競合する内容については、特約が優先するものとします。</p> <p>3. 当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約を改定し（その付則<u>および</u>特約等を新たに定めることを含みます。）、<u>また</u>はその付則<u>および</u>特約等を変更することができます。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、<u>また</u>は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ (<a href="https://expy.jp/">https://expy.jp/</a>)（以下「当社 HP」という。）等で公表するものとします。</p> <p>第2条 (会員資格、会員登録)</p> <p>1. 本サービスの利用希望者は、<u>本サービスの利用にあたって</u>まずは、本サービス<u>の</u>利用可能なクレジットカード（以下「決済用クレジットカード」という。）を</p>

<p>方法で、「JR 東海エクスプレス予約サービスに係る特約」に申し込むものとします。</p> <p>2. 当社は、前項の申込をした利用希望者が、当社が別に定める条件等を満たすときは、<u>エクスプレス予約</u>サービスへの入会を承認するものとし、利用希望者は会員としての資格（以下「会員資格」という。）を有することとなります。第 11 条に定める年会費は、この時点から発生します。<u>又</u>、当社は、会員に第 10 条に定めるプラス EX カードを貸与します。</p> <p>3. プラス EX カードを受け取った会員は、本サービスの利用開始にあたって、<u>予約・申込サイト</u>上で本規約を遵守することに同意し、<u>本サービスの決済用クレジットカードの会員番号の入力</u>その他の当社が定める情報を入力する会員登録を行うものとします。この際、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。</p> <p><u>4. 前項の会員登録に対して当社が承認をした場合、当社は、会員に対して会員 ID を発行します。当社の承認の旨の通知及び会員 ID の通知は、予約・申込サイト上への表示により行われます。</u></p> <p>5. 当社は、会員が以下の項目に該当する場合、<u>第 3 項</u>の会員登録に対して承認をしないことがあります。</p> <p>(1) <u>第 3 項</u>により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）がある場合</p> <p>(2) 会員登録が正しく完了しなかった場合</p> <p>(3) 会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、必要な同意を得ていない場合</p> <p>(4) 会員が、過去において本規約<u>又</u>は本規約の特約等に違反したことにより、<u>JR 東海エクスプレス予約</u>サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p>(5) 会員が、過去において当社と西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」と</p>	<p>所管する会社が定める所定の方法で、「JR 東海エクスプレス予約サービスに係る特約」に申し込むものとします。</p> <p>2. 当社は、前項の申込をした利用希望者が、当社が別に定める条件等を満たすときは、<u>本サービス</u>への入会を承認するものとし、利用希望者は<u>本サービスの</u>会員としての資格（以下「会員資格」という。）を有することとなります。第 11 条に定める年会費は、この時点から発生します。<u>また</u>、当社は、会員に第 10 条に定めるプラス EX カードを貸与します。</p> <p>3. プラス EX カードを受け取った会員は、本サービスの利用開始にあたって、<u>インターネットの申込サイト</u>上で本規約を遵守することに同意し、<u>当社が会員を識別するために会員ごとに付与した会員 ID や、</u>その他の当社が<u>別に</u>定める情報（以下「<u>会員情報</u>」という。）を入力する<u>ことにより、本サービスの会員登録手続（以下「<u>会員登録</u>」という。）</u>を行うものとします。この際、<u>会員は、会員登録において、</u>当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。</p> <p>4. 当社は、会員が以下の項目に該当する場合、<u>前項</u>の会員登録に対して承認をしないことがあります。</p> <p>(1) <u>前項</u>により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）がある場合</p> <p>(2) 会員登録が正しく完了しなかった場合</p> <p>(3) 会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人<u>また</u>は被補助人のいずれかであり、必要な同意を得ていない場合</p> <p>(4) 会員が、過去において本規約<u>また</u>は本規約の特約等に違反したことにより、<u>本サービス</u>の会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p>(5) 会員が、過去において<u>本サービス、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日</u></p>
--	---

<p>いう。)が別に提供する「スマートEXサービス」の会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p>(6)その他、会員が本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合</p> <p>6. 当社より第4項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。</p> <p>7. 会員が以下の項目に該当する場合、当社は、事前に会員に通知することなく、直ちに<u>エクスプレス予約</u>サービスの会員資格を停止・取消又は会員の本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)会員が本規約又は本規約の特約に違反した場合</p> <p>(2)第3項により登録及び第3条により修正された会員に<u>関する</u>情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)があった場合</p> <p>(3)会員が決済用クレジットカード会員でなくなった場合</p> <p>(4)<u>会員が登録した</u>電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から会員への連絡がとれなくなった場合</p> <p>(5)会員が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産した場合、その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合</p> <p>(6)決済用クレジットカード会社から、会員資格を取り消すよう通知があった場合</p> <p>(7)会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の一部又は全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売又は換金行為を試み、<u>もしくは</u>実行した場合</p>	<p><u>本」という。)が提供するJ-WESTカードによるエクスプレス予約サービス(以下「J-WESTカードEX予約サービス」という。)</u>または当社とJR西日本が別に提供する「スマートEXサービス」(以下「スマートEX」という。)の会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p>(6)その他、会員が本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合</p> <p><u>5. 第3項の会員登録に対して当社が承認をした場合、当社は、申込サイト上への表示、会員が登録した電子メールアドレス(以下「電子メールアドレス」という。)に対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。</u></p> <p>6. 当社より前項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。</p> <p><u>ただし、</u>会員が以下の項目に該当する場合、当社は、事前に会員に通知することなく、直ちに本サービスの会員資格を停止・取消または会員の本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)会員が本規約または本規約の特約に違反した場合</p> <p>(2)第3項により登録および第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)があった場合</p> <p>(3)会員が決済用クレジットカード会員でなくなった場合</p> <p>(4)電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から会員への連絡がとれなくなった場合</p> <p>(5)会員が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産した場合、その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合</p> <p>(6)決済用クレジットカード会社から、会員資格を取り消すよう通知があった場合</p> <p>(7)会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の一部または全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売<u>もしくは</u>換金行為を試み、<u>または</u>実行した場</p>
--	--



<p>(旅行業法に定める取次行為を含む。)</p> <p>(8) 会員が、その一部 <u>又</u> は全部を自らは使用しない等、転売 <u>又</u> は換金等の目的において、相当と認められる数量 <u>又</u> は頻度を超えて、本規約 <u>又</u> は本規約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類を購入した場合</p> <p>(9) 会員が第 16 条に違反している、<u>又</u> は疑いがあると当社が認めたとき</p> <p>(10) 同一の会員に対し複数の会員 ID (<u>JR 西日本が提供する J-WEST カード会員及び当社並びに JR 西日本が別に提供するスマート EX サービス会員の ID</u> を含む。以下同じ。) が発行されている場合 (過去に発行されていた場合を含む。) において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合</p> <p>(11) その他、会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合</p> <p><u>8.</u> 会員は、本サービスの退会を希望する場合、<u>予約</u>・申込サイト上で当社が定める会員登録の初期化手続きを行うとともに、決済用クレジットカード会社指定の手続きにより、当該クレジットカード会社が設ける「JR 東海エクスプレス予約サービスに係る特約」の解除により退会を申し込むこととします。退会申込を受けた当社は、会員の本サービスの利用を終了させ、会員は会員資格を喪失します。会員資格の喪失以降は、第 11 条に定める年会費は発生しないものとします。</p> <p><u>9.</u> 会員は、決済用クレジットカードを変更した場合、前項の退会申込をしたものとみなされます。</p> <p><u>10.</u> 会員が <u>第 3 項に定める</u> 会員登録を行った後、当社が別に定める所要回答時間を経過しても当社から完了の通知がない場合、第 6 条に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター (以下「カスタマーセンター」という。) まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。</p> <p><u>11.</u> 会員は、第 7 項 <u>又</u> は第 8 項により、会員資格を喪失した後であっても、会員</p>	<p>合 (旅行業法に定める取次行為を含む。)</p> <p>(8) 会員が、その一部 <u>また</u> は全部を自らは使用しない等、転売 <u>また</u> は換金等の目的において、相当と認められる数量 <u>また</u> は頻度を超えて、本規約 <u>また</u> は本規約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類を購入した場合</p> <p>(9) 会員が第 16 条に違反している、<u>また</u> は疑いがあると当社が認めたとき</p> <p>(10) 同一の会員に対し複数の会員 ID (<u>本サービス、J-WEST カード EX 予約サービスまたは</u> スマート EX を含む。以下同じ。) が発行されている場合 (過去に発行されていた場合を含む。) において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合</p> <p>(11) その他、会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合</p> <p><u>7.</u> 会員は、本サービスの退会を希望する場合、申込サイト上で当社が <u>別に</u> 定める会員登録の初期化手続きを行うとともに、決済用クレジットカード会社指定の手続きにより、当該クレジットカード会社が設ける「JR 東海エクスプレス予約サービスに係る特約」の解除により退会を申し込むこととします。退会申込を受けた当社は、会員の本サービスの利用を終了させ、会員は会員資格を喪失します。会員資格の喪失以降は、第 11 条に定める年会費は発生しないものとします。</p> <p><u>8.</u> 会員は、決済用クレジットカードを変更した場合、<u>決済用クレジットカード会社が別に定める場合を除き</u> 前項の退会申込をしたものとみなされます。</p> <p><u>9.</u> 会員が会員登録を行った後、<u>または会員が前二項に定める本サービス会員登録の初期化手続きを行った後</u>、当社が別に定める所要回答時間を経過しても当社から完了の通知がない場合、第 6 条に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター (以下「カスタマーセンター」という。) まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。</p> <p><u>10.</u> 会員は、第 7 項 <u>また</u> は第 8 項により、会員資格を喪失した後であっても、会</p>
--	---

資格の喪失時点以前に発生した本規約及び本規約の特約に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとします。

### 第3条 (お客様情報の登録・修正)

会員は、第2条第3項で登録した自己に関する情報又は回数を問わずこれを修正登録したものを(以下「お客様情報」という。)の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、お客様情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

### 第4条 (お客様情報の使用)

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報(購入履歴及びサーバ通信履歴等)についての取扱いは、JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意事項によります。

### 第5条 (会員の義務)

1. 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとします。
2. 会員は、会員 ID 及びパスワードの使用及び管理の一切の責任を負うものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。
3. 会員は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与えるおそれのある行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本規約に違反するおそれのある行為等を行ってはならないものとします。

### 第6条 (会員の問い合わせ窓口)

1. 会員から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社 HP 上に掲示し

員資格の喪失時点以前に発生した本規約および本規約の特約に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとします。

### 第3条 (会員情報の登録・修正)

会員は、会員情報(前条第2項により登録した自己に関する情報または回数を問わずこれを修正登録したものを含む)の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

### 第4条 (会員情報の使用)

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報(購入履歴およびサーバ通信履歴等)についての取扱いは、JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意事項によります。

### 第5条 (会員の義務)

1. 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとします。
2. 会員は、会員 ID およびパスワードの使用および管理の一切の責任を負うものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。
3. 会員は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与えるおそれのある行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本規約に違反するおそれのある行為等を行ってはならないものとします。

### 第6条 (会員の問い合わせ窓口)

1. 会員から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社 HP 上に掲示し

ます。  
2. カスタマーセンターでは、会員からの質問等の内容を文書又は録音等により記録させていただきますが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。  
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

#### 第7条 （会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 会員は、自らの行為であるか否かにかかわらず、又過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、自ら行った一切の行為及びその結果並びに会員 ID 等によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとします。

(1) お客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、会員又は第三者が被った不利益

(2) 会員の、会員 ID 及びパスワードの使用上の誤り 又は管理不十分により会員又は第三者が被った不利益

(3) 当社が第2条第5項の定めにより会員の本サービスの会員登録に対して承認をしないことにより会員又は第三者が被った不利益

(4) 当社が第2条第7項の定めにより エクスプレス予約サービスの会員資格の停止・取消 又は会員の本サービス利用を停止させることにより会員又は第三者が被った不利益

ます。  
2. カスタマーセンターでは、会員からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。  
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

#### 第7条 （会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 会員は、自らの行為であるか否かにかかわらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、会員または会員が締結した運送契約に基づき乗車を認める会員以外の者（以下「利用者」という。）が行った一切の行為およびその結果並びに会員 ID 等によりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとします。

(1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、会員または第三者が被った不利益

(2) 会員 ID およびパスワードの使用上の誤り または管理不十分により会員または第三者が被った不利益

(3) 当社が第2条第4項により本サービスの会員登録に対して承認をしないことにより会員または第三者が被った不利益

(4) 当社が第2条第6項により 本サービスの会員資格を停止・取消 または会員の 本サービス利用を停止させることにより会員または第三者が被った不利益

<p>(5)当社が本サービスに関するシステム<u>又</u>は内容を変更したことにより会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(6)当社が本サービスの中断・変更・終了<u>又</u>は会員からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(7)カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により会員<u>又</u>は第三者の被った不利益</p> <p>(8)当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、会員の携帯電話<u>又</u>はパソコン等の機器、ソフトウェア等<u>及</u>びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(9)当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴等がなされたことにより会員 ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(10)会員が登録した<u>電子メールアドレス (以下「電子メールアドレス」という)</u>に対し当社から電子メールが送信されることに伴い、会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(11)当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、<u>又</u>は当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として会員の携帯電話<u>又</u>はパソコン等の受信容量を超過した、<u>当社から送信された電子メールにより</u>会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(12)その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(13)決済用クレジットカード<u>又</u>は各クレジットカード会社のシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができないことにより会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(14)決済用クレジットカードの有効期限満了日までに、各クレジットカード会社</p>	<p>(5)当社が本サービスに関するシステム<u>また</u>は内容を変更したことにより会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(6)当社が本サービスの中断・変更・終了<u>また</u>は会員からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(7)カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により会員<u>また</u>は第三者の被った不利益</p> <p>(8)当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、会員の携帯電話<u>また</u>はパソコン等の機器、ソフトウェア等<u>およ</u>びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(9)当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴等がなされたことにより会員 ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(10)電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されることに伴い、会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(11)当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、<u>また</u>は当社が世間一般に送信される<u>電子メールの</u>容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として会員の携帯電話<u>また</u>はパソコン等の受信容量を超過し会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(12)その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(13)決済用クレジットカード<u>また</u>は各クレジットカード会社のシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができないことにより会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(14)決済用クレジットカードの有効期限満了日までに、各クレジットカード会社</p>
--	--

が定める手続きによりカード情報の更新を行わなかったことに伴い、決済用カードの有効期限が満了し、本サービスを利用することができなくなったことにより会員又は第三者が被った不利益

(15) 決済用クレジットカード会社によりなされた各種の措置によって、本サービスの利用ができなくなったことにより会員又は第三者が被った不利益

(16) 当社が、会員に限り利用できないサービス等を設定したことにより会員又は第三者が被った不利益

(17) その他、会員が、本規約、本規約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定め違反したことにより、又は本規約及び本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員又は第三者が被った不利益

(18) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって会員又は第三者が被った不利益

3. 会員が本規約、本規約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定め違反して当社又は第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第8条 (通知及び同意の方法)

1. 当社から会員への本サービスの運営及び内容に関する通知は、当社の本サービスの予約・申込サイト 又は当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、又はその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

2. 前項の掲示の通知の内容を反映した本サービスを会員が利用したことにより、同通知の内容を会員が承諾したものとみなします。

#### 第9条 (サービス等の変更)

が定める手続きによりカード情報の更新を行わなかったことに伴い、決済用カードの有効期限が満了し、本サービスを利用することができなくなったことにより会員または第三者が被った不利益

(15) 決済用クレジットカード会社によりなされた各種の措置によって、本サービスの利用ができなくなったことにより会員または第三者が被った不利益

(16) 当社が、会員に限り利用できないサービス等を設定したことにより会員または第三者が被った不利益

(17) 会員が、本規約、本規約の特約、当社または当社指定路線を運営する他社(以下「他社」という。)の定める運送約款および法令の定め違反したことにより、または本規約および本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員または第三者が被った不利益

(18) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって会員または第三者が被った不利益

3. 会員が本規約、本規約の特約、当社または他社の定める運送約款および法令の定め違反して当社または第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第8条 (通知および同意の方法)

1. 当社から会員への本サービスの運営および内容に関する通知は、当社の本サービスの申込サイト または当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、またははその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

2. 前項の掲示の通知の内容を反映した本サービスを会員が利用したことにより、同通知の内容を会員が承諾したものとみなします。

#### 第9条 (サービス等の変更)

<p>1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスに関するシステム<u>及び</u>内容を変更することができるものとします。なお、変更後は、変更後のシステム<u>及び</u>内容が有効であるものとします。</p> <p>2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの中断・変更<u>及び</u>本サービスへのアクセス制限を行うことができるものとします。</p> <p>(1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合</p> <p>(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態<u>又は</u>は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合</p> <p>(3) 決済用クレジットカード会社のシステム等のメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができなくなった場合</p> <p>(4) 決済用クレジットカード会社によりなされた各種の措置によって、本サービスの利用ができなくなった場合</p> <p>(5) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更<u>及び</u>会員からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合</p> <p>3. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。</p> <p>第10条（プラスEXカード）</p> <p>当社は、会員に対し、本サービスの利用に必要なプラスEXカードを発行し、貸与します。</p> <p>第11条（年会費）</p>	<p>1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスに関するシステム<u>および</u>内容を変更することができるものとします。なお、変更後は、変更後のシステム<u>および</u>内容が有効であるものとします。</p> <p>2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの中断・変更<u>および</u>本サービスへのアクセス制限を行うことができるものとします。</p> <p>(1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合</p> <p>(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態<u>または</u>は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合</p> <p>(3) 決済用クレジットカード会社のシステム等のメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができなくなった場合</p> <p>(4) 決済用クレジットカード会社によりなされた各種の措置によって、本サービスの利用ができなくなった場合</p> <p>(5) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更<u>および</u>会員からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合</p> <p>3. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。</p> <p>第10条（プラスEXカード）</p> <p><u>1. 当社は、会員に対し、ICチップを内蔵するプラスEXカードを発行し、貸与します。</u></p> <p><u>2. プラスEXカードの効力等については、当社が別に定める「エクスプレス予約サービスに関する特約（プラスEX会員用）」によるものとします。</u></p> <p>第11条（年会費）</p>
--	---

1. 会員は、当社に対し、決済用クレジットカードの年会費とは別に、本サービスの利用にあたり、当社が別に定める年会費及びこれに課税される消費税等の公租公課（以下「年会費等」という。）を負担するものとします。

2. 会員は本サービス利用の有無にかかわらず、前項の年会費等を、当社が別に定める方法で支払うものとします。

3. 会員は、第2条第7項の定めにより本サービスの利用を停止され、本サービスの利用ができない場合であっても、同条第8項の定めによる退会申込を行い、決済用クレジットカード会社が設ける「JR 東海エクスプレス予約サービスに係る特約」の解除が完了するまでの間に発生した年会費等は、これを負担しなければなりません。

4. 会員の第2条第3項の定めによる本サービスの会員登録に対して、当社が承認しなかったときは、当社は、会員が支払った年会費等（ただし、1年分に限りません。）を遅滞なく無利息にてお返しするものとします。

5. 第9条第3項の定めにより当社が本サービスの全部を終了させたときは、当社は、会員が支払った年会費等のうち本サービスの全部を終了させた日以降に係るものを遅滞なく無利息にてお返しするものとします。

6. 前二項の他、会員が一旦支払った年会費等は、会員資格の停止・取消又は本サービスの利用その他理由のいかんを問わずお返ししません。

#### 第12条（権利の帰属）

本サービスに関わるすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般及び情報に関する権利は当社又はそれぞれの権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害する行為を一切行つてはならないものとします。

#### 第13条（債権譲渡及び債権供担保の禁止）

1. 会員は、当社に対し、決済用クレジットカードの年会費とは別に、本サービスの利用の有無にかかわらず、当社が別に定める年会費およびこれに課税される消費税等の公租公課（以下「年会費」という。）を負担するものとします。

2. 会員は前項の年会費を、当社が別に定める方法で支払うものとします。

3. 会員は、第2条第6項の定めにより本サービスの利用を停止され、本サービスの利用ができない場合であっても、第2条第7項の定めによる退会申込を行い、決済用クレジットカード会社が設ける「JR 東海エクスプレス予約サービスに係る特約」の解除が完了するまでの間に発生した年会費は、これを負担しなければなりません。

4. 会員の第2条第3項の定めによる本サービスの会員登録に対して、当社が承認しなかったときは、当社は、会員が支払った年会費（ただし、1年分に限りません。）を遅滞なく無利息にてお返しするものとします。

5. 第9条第3項の定めにより当社が本サービスの全部を終了させたときは、当社は、会員が支払った年会費のうち本サービスの全部を終了させた日以降に係るものを遅滞なく無利息にてお返しするものとします。

6. 前二項の他、会員が一旦支払った年会費は、会員資格の停止・取消または本サービスの利用その他理由のいかんを問わずお返ししません。

#### 第12条（権利の帰属）

本サービスに関わるすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害する行為を一切行つてはならないものとします。

#### 第13条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

会員は理由のいかんを問わず、本規約及び本規約の特約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与又は担保に供してはならないものとします。

#### 第14条（相殺禁止）

会員は本規約及び本規約の特約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

#### 第15条（管轄裁判所）

本サービス並びに本規約及び本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第16条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

(6) 前各号の共生者

(7) その他前各号に準ずる者

2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

会員は理由のいかんを問わず、本規約および本規約の特約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

#### 第14条（相殺禁止）

会員は本規約および本規約の特約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

#### 第15条（準拠法および合意管轄裁判所）

1. 本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。

2. 本サービス並びに本規約および本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第16条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(6) 前各号の共生者

(7) その他前各号に準ずる者

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。



- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

改定日 令和2年3月21日

### エクスプレス予約サービスに関する特約（プラスEX会員用）

本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するエクスプレス予約サービスによる新幹線乗車等について定めるものです。

#### 第1章 総則

##### 第1条 （総則）

1. 本特約は、「JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（プラスEX会員）」（以下、「サービス規約」という。）の特約とし、サービス規約と本特約との間で重複又は競合する内容については、本特約が優先するものとします。又、会員がサービス規約第1条第1項中の、エクスプレス予約サービスの会員IDを利用したすべてのサービス（以下、「本サービス」という。）により購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗降区間に応じて当社又は他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）によります。
2. サービス規約に定める会員は、本サービスの会員登録を行うに際して携帯電話又はパソコン等の予約・申込サイト上に表示されるサービス規約に「同意する」

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

改定日 令和3年3月6日

### エクスプレス予約サービスに関する特約（プラスEX会員用）

本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供するエクスプレス予約サービス等について定めるものです。

#### 第1章 総則

##### 第1条 （総則）

1. 本特約は、「JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（プラスEX会員）」（以下「サービス規約」という。）の特約とし、サービス規約と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとします。
2. サービス規約に定めるエクスプレス予約サービスの会員は、JR 東海エクスプレス予約サービス会員登録手続（以下「会員登録」という。）に際してインタ

ボタンを押すことにより本特約の内容を承諾しているものとみなされます（以下、本特約を承諾しているものとみなされたエクスプレス予約サービス会員を「会員」という。）。

3. 会員は、エクスプレス予約サービスの会員資格を喪失した場合、当然に会員でなくなります。

## 第2条 （用語の定義）

1. 本特約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 「プラスEXカード」とは、会員が、当社が別に定める入会手続きをし、当社が会員に貸与したICカードをいいます。

(2) 「決済用クレジットカード」とは、クレジットカード会社及び当社が別に定めるクレジットカードのうち、会員が、サービス規約第2条第3項に定める会員登録において利用代金等の決済手段として登録したクレジットカードをいいます。

(3) 「プラスEXカード番号」とは、プラスEXカードを識別するためにICカードごとに付与されたプラスEXカードに固有の番号をいいます。

(4) 「記名式プラスEXカード」とは、個人の会員名がカードの表面に記載されているプラスEXカードをいいます。

(5) 「当社指定路線」とは、エクスプレス予約サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。

(6) 「決済用クレジットカード発行会社」とは、決済用クレジットカードを発行するクレジットカード会社をいいます。

一ネットの申込サイト上に表示される規約に「同意する」ボタンを押すことにより本規約の内容を承諾しているものとみなされます（以下、本規約を承諾しているものとみなされた JR 東海エクスプレス予約サービス会員を「会員」という。）。

(削る)

## 第2条 （用語の定義）

1. 本特約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 「プラスEXカード」とは、当社が会員を対象に貸与するICチップを内蔵するカードをいいます

(2) 「プラスEXカード番号」とは、プラスEXカードを識別するためにプラスEXカードごとに付与されたプラスEXカード固有の番号をいいます。

(3) 「交通系ICカード」とは、当社エクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>)（以下「当社HP」という。）に掲載するICカード乗車券等をいいます。

(4) 「当社指定路線」とは、第4条で定めるエクスプレス予約サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。

(5) 「決済用クレジットカード」とは、クレジットカード会社および当社が別に定めるクレジットカードのうち、会員が、JR 東海エクスプレス予約サービスの利用代金等の決済手段として指定するクレジットカードをいいます。

(6) 「決済用クレジットカード発行会社」とは、決済用クレジットカードを発行するクレジットカード会社をいいます。

<p>(7)「会員情報」とは、会員が<u>サービス規約第2条第3項の定めにより</u>登録した事項（<u>サービス規約第3条の定めにより変更された</u>事項を含みます。）をいいます。</p> <p>(8)「<u>EX</u>運送契約」とは、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」という。）において入出場する際にプラスEXカードが必要等となる当社が別に定める「EXサービス運送約款」により締結する特別な旅客運送契約をいいます。</p> <p>2. 本特約に定めのない用語の定義については、サービス規約に定めるところによるものとします。</p> <p>第3条（本特約の変更）</p> <p><u>1. 当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、又はその付則および特約等を変更することができます。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、又は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、会員に対して改定の都度、<u>当社のEXPRESS予約ホームページ</u> (<a href="https://expy.jp/">https://expy.jp/</a>)（以下、「当社HP」という。）等で公表するものとします。</u></p> <p><u>2. 当社は、前項の変更起因して、会員又は第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。</u></p> <p>第2章 EXPRESS予約サービス</p> <p>第4条（EXPRESS予約サービス）</p> <p>1. 本サービスは、<u>携帯電話又はパソコン等</u>による申込により、当社指定路線の旅</p>	<p>(7)「会員情報」とは、会員が<u>会員登録の際に</u>登録した事項（<u>修正登録した</u>事項を含みます。）をいいます。</p> <p>(8)「<u>EX-IC</u>運送契約」とは、当社が別に定める乗降場（以下「駅」という。）において入出場する際にプラスEXカード<u>または交通系ICカード</u>が必要等となる当社が別に定める「EXサービス運送約款」により締結する特別な旅客運送契約をいいます。</p> <p><u>(9)「利用者」とは、会員が締結したEX-IC運送契約に基づき乗車を認める会員以外の者をいいます。</u></p> <p>2. 本特約に定めのない用語の定義については、サービス規約に定めるところによるものとします。</p> <p>第3条（本特約の変更）</p> <p>当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し（その付則<u>および</u>特約等を新たに定めることを含みます。）、<u>また</u>はその付則<u>および</u>特約等を変更することができます。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、<u>また</u>は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、会員に対して改定の都度、当社HP等で公表するものとします。</p> <p>（削る）</p> <p>第2章 EXPRESS予約サービス</p> <p>第4条（EXPRESS予約サービス）</p> <p><u>1. EXPRESS予約サービス（以下「本サービス」という。）とは、サービス規</u></p>
---	---

<p>客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「旅客運送契約の締結等」という。）をすることができるサービスをいいます。</p> <p>2. 本サービスにより締結した旅客運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約よりも会員にとって不利になる場合があります。</p> <p>第5条 （運送契約の内容）</p> <p>運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「E Xサービス運送約款」<u>又</u>は旅客営業規則によるものとし、当社指定路線の<u>うち</u>他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。</p> <p>第6条 （利用環境、受付期間、受付時間、回答時間）</p> <p>1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP により周知するものとします。</p> <p>2. <u>又</u>、本サービスにより旅客運送契約の締結等の申込を受け付ける期間、時間<u>及</u>び所要回答時間<u>についても</u>、当社 HP 上で周知するものとします。</p> <p>第7条 （申込）</p> <p>会員は、本サービスにより旅客運送契約の締結等を申し込むにあたり、会員の責任において、旅客運送契約の内容を確認<u>する</u>ものとします。</p> <p>第8条 （申込<u>及</u>び決済の方法、契約の成立等）</p>	<p><u>約第1条第1項中の「JR 東海エクスプレス予約サービス会員 ID を利用したすべてのサービス」</u>の一種であり、インターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下「締結等」という。）をすることができるサービスをいいます。</p> <p>2. 本サービスにより締結した旅客運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも会員<u>および第18条に定める利用者</u>にとって不利になる場合があります。</p> <p>第5条 （<u>旅客</u>運送契約の内容）</p> <p><u>旅客</u>運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「E Xサービス運送約款」<u>また</u>は旅客営業規則によるものとし、当社指定路線を<u>運営する</u>他社（以下「<u>他社</u>」<u>という。</u>）路線については、当該他社が定める約款によるものとします。</p> <p>第6条 （利用環境、受付期間、受付時間、回答時間）</p> <p>1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP により周知するものとします。</p> <p>2. 本サービスにより旅客運送契約の締結等の申込を受け付ける期間、<u>受付時間</u><u>および</u>所要回答時間<u>並びに取り扱う旅客運送契約の運賃等</u>は、当社 HP 上で周知するものとします。</p> <p>第7条 （申込）</p> <p>会員は、本サービスにより旅客運送契約の締結等を申し込むにあたり、会員の責任において、旅客運送契約の内容を確認<u>したうえで申し込む</u>ものとします。</p> <p>第8条 （申込<u>および</u>決済の方法、契約の成立等）</p>
--	--

1. 会員は、本サービスにより旅客運送契約の締結等を申し込む場合、本サービスの予約・申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの予約・申込サイト上への表示又は会員が会員情報として登録した電子メールアドレス（以下、「電子メールアドレス」という。）への電子メールの送信、又はその他当社が適当と認める方法により行うものとします。なお、当社は会員に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。

3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間で本サービスによる旅客運送契約が成立するものとします。

4. 本サービスの運賃等は、決済用クレジットカードによって決済するものとします。なお、会員の本サービスにより旅客運送契約を締結できる可能額は、当該決済用クレジットカード利用可能枠による制限を受けます。又、旅客運送契約の締結可能件数は、当社 HP 上により周知するものとします。

5. 第 3 項の定めにより旅客運送契約が成立した時点において、本サービスの運賃等の決済手続が行われるものとします。

6. 会員は、本サービスにより旅客運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの予約・申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。又、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの予約・申込サイト上への表示又は電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。

8. 第 4 項により決済した運賃等に払戻すべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、決済用クレジットカードにより精算するものと

1. 会員は、本サービスにより旅客運送契約の締結等を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

※EX-IC 運送契約により大人 1 名で IC カードで乗車する場合は、会員本人の利用に限ります。

2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示または会員が会員情報として登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）への電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。なお、当社は会員に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。

3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間で旅客運送契約が成立するものとします。

4. 旅客運送契約の運賃等は、決済用クレジットカードによって決済するものとします。なお、会員の本サービスにより旅客運送契約を締結できる可能額は、当該決済用クレジットカード利用可能枠による制限を受けます。また、旅客運送契約の締結可能件数は、当社 HP 上により周知するものとします。

5. 第 3 項の定めにより旅客運送契約が成立した時点において、旅客運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。

6. 会員は、本サービスにより旅客運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約の操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示または電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。

8. 前項により第 4 項に基づき決済した運賃等に払戻すべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金または手数料が生じた場合、決済用クレジットカードによ

します。なお、本サービスにより旅客運送契約を変更する場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて決済したのち、変更前の乗車券類を払い戻します。したがって、会員の本サービスにより旅客運送契約を変更できる可能額は、会員の決済用クレジットカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合 又 は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

9. 会員は、本サービスにより旅客運送契約の締結等の申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、サービス規約第6条に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、通信環境やその状況、電子メールサーバの状況等により回答が通知されないときも、これによります。この場合、第2項、第7項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の締結、変更、解約等の承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。

第9条 （契約の締結、変更後の取扱い）

り精算するものとします。なお、本サービスにより旅客運送契約を変更する場合は、原則として変更後の旅客運送契約の運賃等を改めて決済したのち、変更前の旅客運送契約の運賃等を払い戻します。したがって、会員の本サービスにより旅客運送契約を変更できる可能額は、会員の決済用クレジットカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合 また は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

9. 会員は、本サービスにより旅客運送契約の締結等の申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、サービス規約第6条に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項、第7項にかかわらず、当社は会員に対し、旅客運送契約の締結等の承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。

10. EXサービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車取扱いをした場合のEX-IC運送契約の成立時期は、第3項および第9項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、EX-IC運送契約の運賃等は、会員の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対するEX予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。またEX-IC運送契約の運賃等の決済は、第5項の定めによらず、乗車日以降に決済用のクレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容について会員の電子メールアドレスに電子メールの送信等を行い、EX-IC運送契約の通知を行うものとします。

第9条 （契約の締結、変更後の取扱い）

1. 会員は、本サービスにより締結、変更した旅客運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの予約・申込サイト上にて確認することができます。

2. 本サービスにより会員が購入、変更した乗車券類については、会員が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。

3. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

#### 第10条（事前申込サービス）

1. 本サービスの乗車券類は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日（以下、「発売開始日」という。）の前に購入の申込（以下、「事前申込」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。又、発売開始日および列車あたりの事前申込の件数には限りがあります。

2. 当社は、会員が事前申込を行った場合、予約・申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。

3. 当社は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前8時以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、電子メールアドレスへの電子メールの送信により行います。

（注）事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。

5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は締結されます。

1. 会員は、本サービスにより締結、変更した旅客運送契約の内容について、当社が別に定める営業時間内および期間中において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。

2. 本サービスにより締結、変更した旅客運送契約については、会員がその約定した内容を記載した証票（以下「乗車券類」という。）を受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。

3. 前項により、当社において保管している旅客運送契約についても、本特約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

#### 第10条（事前申込サービス）

1. 旅客運送契約は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」という。）の前に締結の申込（以下「事前申込」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。また、発売開始日および列車あたりの事前申込の件数には限りがあります。

2. 当社は、会員が事前申込を行った場合、申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。

3. 当社は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に事前申込の内容について締結の申込があったものとして、午前8時以降順次、手続きを行うものとします。旅客運送契約の締結の成否の通知は、第8条に基づき電子メール送信により行います。

（注）事前申込は、旅客運送契約の締結を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、旅客運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。

5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく旅客運送契約は締結され

なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

6. 事前申込の取消は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

#### 第11条（夜間申込サービス）

1. 本サービスの商品は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯において、購入の申込（以下、「夜間申込」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。

2. 当社は、会員が夜間申込を行った場合、予約・申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。

3. 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、会員が会員情報として登録した電子メールアドレスへの電子メールの送信により行います。

（注）夜間申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。

5. 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は締結されます。なお、当日中に、当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

6. 夜間申込の取消は、会員が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

#### 第12条（プラスEXカードによる入出場）

ます。なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

6. 事前申込の取消は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

#### 第11条（夜間申込サービス）

1. 旅客運送契約は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯において、締結の申込（以下「夜間申込」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。

2. 当社は、会員が夜間申込を行った場合、申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。

3. 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について締結の申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。旅客運送契約の締結の成否の通知は、第8条に基づき電子メール送信により行います。

（注）夜間申込は、旅客運送契約の締結を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、旅客運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。

5. 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は締結されます。なお、当日中に、当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

6. 夜間申込の取消は、会員が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

#### 第12条（プラスEXカードによる入出場）



1. 会員は、EX運送契約により新幹線に乗車する場合、EX運送契約に基づき約定した乗降駅における自動改札機のカード読取部にプラスEXカードをタッチして自動改札機を通過するものとします。

ただし、乗車駅の自動改札機を通過できない場合は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第9条第2項により当社が保管をしている乗車券類を受け取って乗車するものとします。

2. 前項の場合、EX運送契約締結時に使用したIDに対応したプラスEXカード及び別に定める場合を除き同契約の決済用クレジットカードを所持するものとします。

3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機をプラスEXカード又は第1項の定めによる乗車券類のみで通過することはできません。

#### 第13条（受取）

1. 会員は、受取窓口において、当社が別に定める方法により、第9条第2項により当社が保管をしている乗車券類を受け取って乗車するものとします。

2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QRコード及び16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）を発行するものとします。会員が前項の受取を行う際には、会員のプラスEXカード又は受取コードが必要となるほか、会員が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署によるものとします。

3. 第1項の乗車券類の受取期間および第2項の受取コードの有効期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は

1. 会員および利用者は、EX-IC運送契約により新幹線に乗車する場合、EX-IC運送契約に基づき約定した乗降駅における自動改札機のカード読取部にプラスEXカードまたは会員が本サービスで指定した交通系ICカード（以下総称して「ICカード」という。）をタッチして自動改札機を通過するものとします。

2. 会員または利用者は、本サービスの利用において、登録または指定したICカードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定したICカードを乗車日当日に不所持の場合などは、次条で定める受取窓口において、第9条第2項により当社が保管し、その約定した内容を記載した証票（以下「乗車券類」という。）を受け取って乗車するものとします。

3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機をプラスEXカードまたは乗車券類のみで通過することはできません。

#### 第13条（受取）

1. 会員は、当社が別に定める指定席券売機または窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第9条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。

2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QRコードおよび16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）を発行するものとします。会員が前項の受取を行う際には、会員のプラスEXカードまたは受取コードが必要となるほか、会員が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署によるものとします。

3. 第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間および前項の受取コードの

行うことができません。

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、又普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額又は払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。なお、この場合、当社が行う払戻は、会員の決済用クレジットカードにより決済することとし、現金による取扱いはいたしません。

5. 会員がサービス規約第2条第2項に定める会員資格を喪失した時点で、当社が第9条第2項により保管している乗車券類が存在する場合、受取期間は第3項によるものとします。

#### 第14条（受取後の乗車券類の扱い）

会員が第12条第1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、会員は受取窓口において、原則として、会員の決済用クレジットカードの提示等を行うものとします。

### 第3章 付帯サービス

#### 第15条（付帯サービス）

当社又は提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯

有効期間および第10条に定める事前申込による受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができません。

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、別に定める払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

5. 前項による払戻は、会員の決済用クレジットカードにより決済を行います。なお、第8条に関わらず会員への通知は行いません。

6. 会員がサービス規約第2条に定める会員資格を喪失した時点で、当社が第9条第2項により保管している乗車券類が存在する場合の受取期間は、当該時点における日付をもって、第3項に定める受取期間の満了日とします。

#### 第14条（受取後の乗車券類の扱い）

会員が前条第1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、会員は当社が別に定める窓口において、原則として、会員の決済用クレジットカードの提示等を行うものとします。

### 第3章 付帯サービス

#### 第15条（付帯サービス）

1. 当社または付帯サービスを提供する企業（以下「提携企業」という。）は、特

サービス」という。)を会員に提供することがあり、会員は、当社又は提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社 HP 上への掲示等の方法により通知します。

#### 第4章 サービスの変更、中断、終了等及び通知方法等に関する定め

##### 第16条 (本サービス等の変更、中断、終了等)

1. 当社は、当社の都合により本サービスの内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。又当社は、当社の都合により本サービスを終了することができるものとし、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。
2. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスの提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービスの一部又は全部の提供の中断もしくは会員のシステム等へのアクセス制限、その他必要な措置を実施することができるものとします。
  - (1) システム等の保守、点検を行う場合
  - (2) システム等に障害が発生した場合
  - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくな

典として本サービスに付帯するサービス（以下「付帯サービス」という。）を提供することがあり、会員は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社 HP または申込サイト上への掲示等の方法で案内します。

2. 会員は、付帯サービスを利用する場合、常に会員の決済用クレジットカードまたはプラスEXカードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社、または提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。

#### 第4章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

##### 第16条 (本サービス等の変更、中断、終了等)

1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスの内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスの提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービスの一部もしくは全部の提供の中断または会員のシステム等へのアクセス制限、その他必要な措置を実施することができるものとします。
  - (1) システム等の保守、点検を行う場合
  - (2) システム等に障害が発生した場合
  - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できな

った場合

(4)その他、当社が本サービスの提供上、必要と判断した場合

4. 当社は、前各項の本サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施又は提供の終了に伴って会員又は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第17条 (通知の方法)

1. 当社から会員への本サービスの内容及びその取扱い等に関する通知は、本サービスの予約・申込サイトもしくは当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、住所への郵便物の送付、電話番号への電話連絡等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。

2. 前項の通知が本サービスの予約・申込サイト又は当社 HP 上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 第1項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

4. 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに会員情報として登録された住所に宛てた郵便物が当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前二項において、電子メールアドレス又は住所が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、又は到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、又は到達しなかったことに

くなった場合

(4)その他、当社が本サービスの提供上、必要と判断した場合

4. 当社は当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。

5. 当社は、本サービスおよび付帯サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第17条 (通知の方法)

1. 当社から会員への本サービスの内容およびその取扱い等に関する通知は、本サービスの申込サイトもしくは当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、住所への郵便物の送付または電話番号への電話連絡等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。

2. 前項の通知が本サービスの申込サイトまたは当社 HP 上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 第1項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

4. 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、決済用クレジットカード発行会社が指定する住所に宛てた郵便物が当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前二項において、電子メールアドレスまたは住所が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったこ

より、会員又は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第18条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

### 第5章 プラスEXカード

#### 第19条（プラスEXカードの発行及び効力）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、会員に対し、当社が必要と認める種類及び枚数のプラスEXカードを発行し、貸与します。
2. プラスEXカードの所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 当社は、別に定める場合を除き、決済用クレジットカード発行会社が指定する住所に、プラスEXカードを送付します。
4. 会員は、善良なる管理者の注意を持ってプラスEXカード（内蔵するICチップに記録された情報を含む。）を使用、管理しなければなりません。
5. 会員は、EX運送契約により当社指定路線に乗車する場合であってプラスEXカードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、又は付帯サービスを利用するときは、常にプラスEXカード及び決済用クレジットカードを携帯し、当社、提携企業又は指定クレジットカード発行会社の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示するものとします。この提示がない場合、会員は、EX運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
6. 記名式プラスEXカードは、プラスEXカード表面に氏名が記載された会員本人以外は使用できません。
7. プラスEXカードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したと否とにかか

とにより、会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第18条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

### 第5章 プラスEXカード

#### 第19条（プラスEXカードの発行および効力）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、会員に対し、プラスEXカードを発行し、貸与します。
2. プラスEXカードの所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 当社は、別に定める場合を除き、決済用クレジットカード発行会社が指定する住所に、プラスEXカードを送付します。
4. 会員は、善良なる管理者の注意を持ってプラスEXカード（内蔵するICチップに記録された情報を含む。）を使用、管理しなければなりません。
5. 会員は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合は、常にプラスEXカードおよび決済用クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより会員は速やかにこれらを提示するものとします。この提示がない場合、会員は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
6. プラスEXカードは、会員本人以外は使用できません。
7. プラスEXカードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したか否かにか

わらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。

#### 第20条（プラスEXカードの有効期限及び更新）

1. プラスEXカードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、プラスEXカードの有効期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、プラスEXカードの有効期限前に、当社の都合によりプラスEXカードを予告なく交換することがあります。
3. プラスEXカードの有効期限が満了する場合、会員からプラスEXカードの更新を希望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるときは、プラスEXカードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新したプラスEXカードを自動的に発行します。

#### 第21条（プラスEXカードの返却等）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、提携企業又は決済用クレジットカード会社は、会員に対し、プラスEXカードの返却を求めるとともに、会員資格を停止・取消又は本サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 本特約に違反した場合
  - (2) サービス規約第2条第7項の会員資格の停止・取消を受けた場合
  - (3) 当社が定める期間内において、1回も本サービスを利用していない場合
  - (4) 記名式プラスEXカードの会員が本人以外の第三者に記名式プラスEXカードを使用させた場合
  - (5) プラスEXカードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）又は公序良俗に反する行為に使用した場合
  - (6) 転売、換金等の目的によるEX運送契約の締結又は付帯サービスの利用等、

かわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。

#### 第20条（プラスEXカードの有効期限および更新）

1. プラスEXカードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、プラスEXカードの有効期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、プラスEXカードの有効期限前に、当社の都合により、プラスEXカードを予告なく交換することがあります。
3. プラスEXカードの有効期限が満了する場合、会員からプラスEXカードの更新を希望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるときは、プラスEXカードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新したプラスEXカードを自動的に発行します。

#### 第21条（プラスEXカードの返却等）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、会員に対し、プラスEXカードの返却を求めるとともに、会員資格を停止・取消または本サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 本特約に違反した場合
  - (2) 会員登録の取消を受けた場合
  - (3) 当社が定める期間内において、1回も本サービスを利用していない場合
  - (4) 本人以外の第三者にプラスEXカードを使用させた場合
  - (5) プラスEXカードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
  - (6) 転売、換金等の目的によるEX-IC運送契約の締結または付帯サービスの利用

<p>プラスEXカードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合</p> <p>(7) プラスEXカード本体 <u>又</u> は内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動 <u>又</u> は第三者に提供等した場合</p> <p>(8) 会員が、決済用クレジットカード発行会社への約定支払額の支払いを怠った場合等、同社よりプラスEXカードの利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合</p> <p>(9) <u>EX</u> 運送契約の内容について、当社が別に定める「EXサービス運送約款」 <u>又</u> は他社が定める約款に重大な違反をした場合 <u>もしくは</u> は繰り返し違反した場合</p> <p>(10) 当社から複数のプラスEXカード <u>や本サービスの利用に必要な決済用クレジットカード</u> を貸与されている場合で、プラスEXカード <u>又は決済用クレジットカード</u> について本項のいずれかの事由に該当した場合</p> <p>(11) その他、会員のプラスEXカードの利用が適当でないと当社が認めた場合</p> <p>2. 前項により会員がプラスEXカードの返却を求められた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な <u>EX</u> 運送契約に基づく権利その他プラスEXカードに基づく権利は、無効となります。</p> <p>3. 会員は、会員でなくなった場合、速やかにプラスEXカードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がプラスEXカードの所有権を放棄し、会員の責任においてプラスEXカードを処分させることができるものとします。</p> <p>4. 会員は、会員でなくなった後であっても、プラスEXカードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。</p> <p>第 22 条 (プラスEXカードの紛失、盗難 <u>及</u> び不正使用)</p>	<p>等、プラスEXカードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合</p> <p>(7) プラスEXカード本体 <u>また</u> は内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動 <u>また</u> は第三者に提供等した場合</p> <p>(8) 会員が、決済用クレジットカード発行会社への約定支払額の支払いを怠った場合等、同社よりプラスEXカードの利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合</p> <p>(9) <u>EX-IC</u> 運送契約の内容について、当社が別に定める「EXサービス運送約款」 <u>もしくは</u> は他社が定める約款に重大な違反をした場合 <u>または</u> は繰り返し違反した場合</p> <p>(10) 当社から複数のプラスEXカードを貸与されている場合で、 <u>他の</u> プラスEXカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合</p> <p>(11) <u>第 25 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより交通系 IC カードの登録取消を受けた場合</u></p> <p>(12) その他、会員のプラスEXカードの利用が適当でないと当社が認めた場合</p> <p>2. 前項により会員がプラスEXカードの返却を求められた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な <u>EX-IC</u> 運送契約に基づく権利その他プラスEXカードに基づく権利は、無効となります。</p> <p>3. 会員は、会員でなくなった場合、速やかにプラスEXカードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がプラスEXカードの所有権を放棄し、会員の責任においてプラスEXカードを処分させることができるものとします。</p> <p>4. 会員は、会員でなくなった後であっても、プラスEXカードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。</p> <p>第 22 条 (プラスEXカードの紛失、盗難 <u>および</u> 不正使用)</p>
---	--

1. 会員がプラスEXカードを紛失し、又は盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、カスタマーセンター又は当社が別に指定するお客様窓口（以下、総称して「カスタマーセンター等」という。）に連絡し、その指示に従うものとします。

2. 会員のプラスEXカードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。

(1) 会員の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用が発生した場合

(2) 会員の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合

(3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合

(4) 当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合

(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合

(6) 第1項の連絡の内容が虚偽である場合

3. 当社は、第1項の連絡を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続きをとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じたプラスEXカードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

4. プラスEXカードが第三者により不正使用された場合の補償については、会員の決済用クレジットカード発行会社が定める諸規定によります。

1. 会員がプラスEXカードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレスICカード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、プラスEXカードの利用停止を申し出るものとします。

2. 会員のプラスEXカードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第19条第7項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。

(1) 会員の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合

(2) 会員の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合

(3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合

(4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合

(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合

(6) 第1項の連絡の内容が虚偽である場合

3. 当社は、第1項の連絡を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続きをとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じたプラスEXカードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

4. 会員が決済用クレジットカードを紛失または盗難に遭う等して、その後、プラスEXカードが第三者により不正使用された場合の補償については、会員の決済用クレジットカード発行会社が定める諸規定によります。

5. 会員がプラスEXカードを紛失または盗難に遭った場合であっても、指定クレジットカードを紛失または盗難に遭う等していなければ、指定クレジットカード発行会社が定める補償はありません。



第23条 (プラスEXカードの再発行)

1. 当社は、プラスEXカードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなく、プラスEXカード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
2. 当社は、会員がプラスEXカードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続きを行い、これを当社が認めた場合には、プラスEXカードを再発行します。
3. 前二項のプラスEXカードの再発行の際には、会員は、プラスEXカードを保有していれば、これを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がプラスEXカードの所有権を放棄し、会員の責任においてプラスEXカードを処分させることができるものとします。
4. 会員は、第2項によりプラスEXカードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は会員の決済用クレジットカードにより決済するものとします。

第24条 (当社の免責事項)

当社は、プラスEXカードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

(1) 会員のプラスEXカードの使用上の誤りにより会員又は第三者が被った不利益

(2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員又は第三者が被った不利益

(3) 決済用クレジットカード、プラスEXカード、及びエクスプレス予約サービスの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員又は第三者の被った不利益

第23条 (プラスEXカードの再発行)

1. 当社は、プラスEXカードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなく、プラスEXカード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
2. 当社は、会員がプラスEXカードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続きを行い、これを当社が認めた場合には、プラスEXカードを再発行します。
3. 前二項のプラスEXカードの再発行の際には、会員は、プラスEXカードを保有していれば、これを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がプラスEXカードの所有権を放棄し、会員の責任においてプラスEXカードを処分させることができるものとします。
4. 会員は、第2項によりプラスEXカードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は会員の決済用クレジットカードにより決済するものとします。

(削る)

(4)当社が会員から第22条第1項の連絡を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、会員又は第三者の被った不利益

## 第6章 IC携帯電話機

### 第25条 (IC携帯電話機)

1. EX運送契約により当社指定路線に乗車する場合に携帯電話機を使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する会員は、当該入出場に使用する携帯電話機(ただし、東日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR東日本」という。))が提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限り、)について、当社が別に定めるIC携帯電話機登録手続をするものとします。

2. 当社は、前項の登録手続をした携帯電話機のうち、当社が別に定める基準を満たす携帯電話機について、IC携帯電話機として登録します。

3. 会員は、EX運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、IC携帯電話機で当社が別に定める駅において入出場するときは、常にIC携帯電話機および指定クレジットカードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社又は指定クレジットカード発行会社の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、会員は、EX運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

4. IC携帯電話機は、当該電話機の利用者として登録された会員本人以外は使用できません。

5. IC携帯電話機が第三者に使用された場合、会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。

## 第6章 交通系ICカード

### 第24条 (交通系ICカード)

1. 会員または会員が締結したEX-IC運送契約に基づき乗車を認める会員以外の者(以下「利用者」という。)が、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車するために、交通系ICカードを使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する場合、会員は、当社が別に定める方法により交通系ICカードを登録または指定手続するものとします。

※交通系ICカードが失効や無効となっている場合は、本サービスを利用できません。

2. 会員は、記名式の交通系ICカードを登録または指定する場合、実際に乗車する会員または利用者と同一名義の交通系ICカードを登録するものとします。

3. 会員は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、交通系ICカードで入出場するときは、常にICカードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより会員はICカードおよび指定クレジットカードを、利用者は交通系ICカードを速やかに提示しなければなりません。この提示がない場合、会員または利用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

4. EX-IC運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は予約に紐づいた交通系ICカードの登録または指定情報を自動的に解除することがあり、この場合申込サイト上に表示するものとします。

5. 交通系ICカードを申込サイト上で登録可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。

6. 会員は、IC 携帯電話機で駅において入出場する場合に必要な通信費用等を、自ら負担するものとします。

7. 会員は、IC 携帯電話機で駅において入出場するために必要な機器、ソフトウェア、携帯電話事業者との間で締結すべき各種の契約その他すべての環境(以下、「利用環境」という。)を、自らの責任と負担において確保し、維持するものとします。なお、利用環境を満たさない IC 携帯電話機で駅において入出場できません。

8. 会員は、IC 携帯電話機が、故障、電池切れ、携帯電話網を介した通信状態の不安定等、通常に利用できる状態にない場合、IC 携帯電話機で駅において入出場できません。

#### 第 26 条 (IC 携帯電話機としての登録期限および更新)

1. IC 携帯電話機としての登録期限は、プラス E X カードの有効期限が満了する日までとします(プラス E X カードの有効期限が更新されると自動的に登録期限も IC カードの有効期限まで延長されます。)。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、登録期限を変更することができるものとします。

2. 前項にかかわらず、当社の都合により、事前に会員に通知することなく、IC 携帯電話機としての登録期限を変更することがあります。

#### 第 27 条 (IC 携帯電話機の登録取消)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社、提携企業又は指定カード会社は、会員の IC 携帯電話機の登録を取り消す又は本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 第 21 条第 1 項によりプラス E X カードの返却を求められた場合

(削る)

(削る)

#### 第 25 条 (交通系 IC カードの登録取消)

1. 会員または使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社は、事前に会員に通告することなく直ちに交通系 IC カードの登録もしくは指定を取り消すまたは本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 第 21 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことによりプラス E X カードの返却を求められた場合

<p>(2) <u>IC 携帯電話機の利用者として登録された会員本人</u>以外の第三者に <u>IC 携帯電話機</u>を使用した場合</p> <p>(3) <u>IC 携帯電話機</u>を不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）<u>又</u>は公序良俗に反する行為に使用した場合</p> <p>(4) <u>IC 携帯電話機</u>に記録された駅における入出場に係る情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動<u>又</u>は第三者に提供等した場合</p> <p>(5) その他、会員の <u>IC 携帯電話機</u>の利用が適当でないと当社が認めた場合</p> <p>2. 会員は、会員でなくなった後であっても、<u>IC 携帯電話機</u>に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。</p> <p><u>第 28 条 (IC 携帯電話機の紛失、盗難)</u></p> <p>1. <u>会員が IC 携帯電話機を紛失し、又は盗難に遭った場合には、カスタマーセンター等に電話連絡の上、IC 携帯電話機の利用停止を申し出るものとします。</u></p> <p>2. <u>会員の IC 携帯電話機の利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 25 条第 5 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。</u></p> <p>(1) <u>会員の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用が発生した</u></p>	<p>(2) <u>記名式交通系 IC カードを記名人</u>以外の第三者に使用させた場合</p> <p>(3) <u>交通系 IC カード</u>を不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）<u>また</u>は公序良俗に反する行為に使用した場合</p> <p>(4) <u>転売、換金等の目的による EX-IC 運送契約の締結等、交通系 IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合</u></p> <p>(5) <u>交通系 IC カード</u>に記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動<u>また</u>は第三者に提供等した場合</p> <p>(6) <u>会員が複数の交通系 IC カードとして登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の交通系 IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合</u></p> <p>(7) <u>会員が登録した交通系 IC カード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合</u></p> <p>(8) その他、会員の <u>交通系 IC カード</u>の利用が適当でないと当社が認めた場合</p> <p>2. <u>前項により会員が交通系 IC カードの登録または指定取消を受けた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他交通系 IC カードに基づく権利は、無効となります。</u></p> <p>3. 会員は、会員でなくなった後であっても、<u>交通系 IC カードの使用</u>に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。</p> <p>(削る)</p>
---	---

場合

- (2) 会員の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合
- (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
- (4) 当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合
- (5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合
- (6) 第 1 項の申し出の内容が虚偽である場合

3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、防護措置期間内に IC 携帯電話機で駅において入出場することができなくなるように防護措置その他の所定の手続をとるものとします。防護措置期間経過後の IC 携帯電話機による駅における入出場については、前項各号に該当する場合を除き、第 25 条第 5 項の定めにかかわらず、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

4. IC 携帯電話機が第三者により駅における入出場に使用された場合の補償については、会員の指定クレジットカード発行会社が定める諸規定によります。

第 29 条 (IC 携帯電話機の再登録)

会員が IC 携帯電話機の紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再登録手続を行い、これを当社が認めた場合には、新たな携帯電話機（ただし、JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限り、）を IC 携帯電話機として再登録します。

(削る)

第 26 条 (交通系 IC カードの変更等)

1. 会員が、本サービスに交通系 IC カードを追加登録する場合並びに登録または指定した交通系 IC カードを変更する場合は、当社の定める手続によるものと、当社がこれを認めた場合に新たな交通系 IC カードで本サービスを利用することができます。
2. EX-IC 運送契約の締結または変更後、前項により交通系 IC カードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系 IC カードで本サービスを利用する

第 30 条 (当社の免責事項)

当社は、IC 携帯電話機の利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) 会員の IC 携帯電話機の使用上の誤りにより会員 又は第三者が被った不利益
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員 又は第三者が被った不利益
- (3) 指定クレジットカード、エクスプレス予約サービス、IC 携帯電話機の案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員 又は第三者が被った不利益
- (4) 利用環境の変更により、会員 又は第三者が被った不利益
- (5) 当社が会員から第 28 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した IC 携帯電話機による駅における入出場により、会員 又は第三者が被った不利益
- (6) JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスのメンテナンス、障害等のため、IC 携帯電話機で駅において入出場ができないことにより会員 又は第三者が被った不利益
- (7) 一部あるいは全部の「モバイル Suica」会員に対して JR 東日本によりなされた各種の措置により、IC 携帯電話機で駅において入出場ができなくなったことにより会員又は第三者が被った不利益

第 7 章 その他

ものとしませす。

第 7 章 その他

第 27 条 (当社の免責事項)

当社は、IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) 会員の IC カードの使用上の誤りにより会員 または第三者が被った不利益
  - (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員 または第三者が被った不利益
  - (3) プラス EX カード、本サービスの案内冊子 および当社 HP 等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員 または第三者の被った不利益
  - (4) 利用環境の変更により、会員 または第三者が被った不利益
  - (5) 当社が会員から第 22 条第 1 項の連絡を受領した場合で、防護措置期間内に発生した 不正使用等により、会員 または第三者の被った不利益
  - (6) 交通系 IC カードのサービスメンテナンス、障害等のため、駅において入出場ができないことにより会員 または第三者が被った不利益
- (削る)

第 31 条 (債権譲渡~~及~~び債権供担保の禁止)

会員は理由のいかんを問わず、本特約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与~~又~~は担保に供してはならないものとします。

第 32 条 (相殺禁止)

会員は理由のいかんを問わず、本特約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第 33 条 (合意管轄裁判所)

本特約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所~~又~~は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 令和 2 年 3 月 21 日

第 28 条 (債権譲渡~~およ~~び債権供担保の禁止)

会員は理由のいかんを問わず、本特約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与~~また~~は担保に供してはならないものとします。

第 29 条 (相殺禁止)

会員は理由のいかんを問わず、本特約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第 30 条 (適用法規および合意管轄裁判所)

1. 本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。

2. 本特約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所~~ま~~たは名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 令和 3 年 3 月 6 日

JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約  
(ビューカード会員)

第1条 (適用範囲)

1. 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供する、JR 東海エクスプレス予約サービスの会員（以下「会員」という。）ID（以下「会員 ID」という。）を利用したすべてのサービス（以下「本サービス」という。）について適用するものとします。
2. 本サービスについて本規約の特約が制定される場合、特約と本規約とは一体となり効力を有するものとします。又、本規約と特約との間で重複又は競合する内容については、特約が優先するものとします。
3. 当社は民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、又はその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、又は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「当社 HP」という。）等で公表するものとします。

第2条 (会員資格、会員登録)

1. 本サービスの利用希望者は、本サービスの利用にあたって、まずは、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」という。）が提供する「モバイル Suica」サービスメニューに表示される申込画面から「ビュー・エクスプレス特約」に申し込むものとします。
2. 当社は、前項の申込をした利用希望者が、当社が別に定める条件等を満たすと

JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約  
(ビューカード会員)

第1条 (適用範囲)

1. 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供する、JR 東海エクスプレス予約サービスの会員（以下「会員」という。）ID（以下「会員 ID」という。）を利用したすべてのサービス（以下「本サービス」という。）について適用するものとします。
2. 本サービスについて本規約の特約が制定される場合、特約と本規約とは一体となり効力を有するものとします。また、本規約と特約との間で重複または競合する内容については、特約が優先するものとします。
3. 当社は民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下「当社 HP」という。）等で公表するものとします。

第2条 (会員資格、会員登録)

1. 本サービスの利用希望者は、本サービスの利用にあたってまずは、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」という。）が提供する「モバイル Suica」サービスメニューに表示される申込画面から「ビュー・エクスプレス特約」に申し込むものとします。
2. 当社は、前項の申込をした利用希望者が、当社が別に定める条件等を満たすと



きは、エキスパレス予約サービスへの入会を承認するものとして、第 10 条に定める会員証を貸与します。

3. 会員証を受け取った会員は、本サービスの利用開始にあたって、予約・申込サイト上で本規約を遵守することに同意し、本サービスの決済用のビューカード（以下、「決済用ビューカード」という。）の会員番号の入力その他の当社が定める会員情報を入力する会員登録を行うものとします。この際、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。

4. 前項の会員登録に対して当社が承認をした場合、当社は、会員に対して会員 ID を発行します。当社の承認の旨の通知及び会員 ID の通知は、予約・申込サイト上への表示、会員が登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）に対する当社からの電子メールの送信、又はその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

5. 当社は、会員が以下の項目に該当する場合、第 3 項の会員登録に対して承認をしないことがあります。

- (1) 第 3 項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）がある場合
- (2) 会員登録が正しく完了しなかった場合
- (3) 会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、必要な同意を得ていない場合
- (4) 会員が、過去において本規約又は本規約の特約等に違反したことにより、JR 東海エキスパレス予約サービス会員資格の停止・取消を受けている場合
- (5) 会員が、過去において当社と西日本旅客鉄道株式会社が別に提供する「スマート EX サービス」の会員資格の停止・取消を受けている場合

きは、本サービスへの入会を承認するものとし、利用希望者は本サービスの会員としての資格（以下「会員資格」という。）を有することとなります。第 11 条に定める年会費は、この時点から発生します。また、当社は、会員に第 10 条に定める EX-IC カードを貸与します。

3. EX-IC カードを受け取った会員は、本サービスの利用開始にあたって、インターネットの申込サイト上で本規約を遵守することに同意し、当社が会員を識別するために会員ごとに付与した会員 ID や、その他の当社が別に定める情報（以下「会員情報」という。）を入力することにより、本サービスの会員登録手続（以下「会員登録」という。）を行うものとします。この際、会員は、会員登録において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。

4. 当社は、会員が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認をしないことがあります。

- (1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）がある場合
- (2) 会員登録が正しく完了しなかった場合
- (3) 会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、必要な同意を得ていない場合
- (4) 会員が、過去において本規約または本規約の特約等に違反したことにより、本サービス会員資格の停止・取消を受けている場合
- (5) 会員が、過去において本サービス、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）が提供する J-WEST カードによるエキスパレス予約サービス（以下

<p>(6)その他、会員が本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合</p> <p>6. 当社より第 4 項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。</p> <p>7. 会員が以下の項目に該当する場合、当社は、事前に会員に通知することなく、直ちに<u>エクスプレス予約</u>サービスの会員資格を停止・取消又は会員の本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)会員が本規約又は本規約の特約に違反した場合</p> <p>(2)第 3 項により登録及び第 3 条により修正された会員に関する情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合</p> <p>(3)会員がビューカード会員でなくなった場合</p> <p>(4)電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から会員への連絡がとれなくなった場合</p> <p>(5)会員が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産もしくは更生手続開始の申立を行い又は申立を受けた場合、その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合</p> <p>(6)株式会社ビューカードから<u>会員の JR 東海エクスプレス予約サービス</u>の会員資格を取り消すよう通知があった場合</p> <p>(7)会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の一部又は全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売又は換金行為を試み、<u>もしくは</u>は実行した場合</p>	<p><u>「J-WEST カード EX 予約サービス」という。）</u> または当社と JR 西日本が別に提供する「スマート EX サービス」<u>（以下「スマート EX」という。）</u> の会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p>(6)その他、会員が本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合</p> <p><u>5. 第 3 項の会員登録に対して当社が承認をした場合、当社は、申込サイト上への表示、会員が登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）に対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。</u></p> <p>6. 当社より前項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。<u>ただし</u>、会員が以下の項目に該当する場合、当社は、事前に会員に通知することなく、直ちに本サービスの会員資格を停止・取消<u>または</u>は会員の本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)会員が本規約<u>または</u>は本規約の特約に違反した場合</p> <p>(2)第 3 項により登録<u>および</u>第 3 条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合</p> <p>(3)会員がビューカード会員でなくなった場合</p> <p>(4)電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から会員への連絡がとれなくなった場合</p> <p>(5)会員が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産もしくは更生手続開始の申立を行い<u>または</u>は申立を受けた場合、その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合</p> <p>(6)株式会社ビューカードから会員資格を取り消すよう通知があった場合</p> <p>(7)会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の一部<u>または</u>は全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売<u>もしくは</u>は換金行為を試み、<u>または</u>は実行した場</p>
--	---

<p>(旅行業法に定める取次行為を含む。)</p> <p>(8) 会員が、その一部 <u>又</u> は全部を自らは使用しない等、転売 <u>又</u> は換金等の目的において、相当と認められる数量 <u>又</u> は頻度を超えて、本規約 <u>又</u> は本規約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類を購入した場合</p> <p>(9) 会員が第 16 条に違反している、<u>又</u> は疑いがあると当社が認めたとき。</p> <p>(10) 同一の会員に対し複数の会員 ID (<u>JR 東海エクスプレス・カード会員等の会員 ID 及び当社と西日本旅客鉄道株式会社が別に提供する「スマート EX サービス」の会員 ID を含む。</u>) が発行されている場合 (過去に発行されていた場合を含む。) において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合</p> <p>(11) その他、会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合</p> <p>8. 会員は、本サービスの退会を希望する場合、JR 東日本が提供する「モバイル Suica」サービスメニューに表示される申込画面から、「ビュー・エクスプレス特約」の解除により退会を申し込むものとし、退会申込を受けた当社は、会員の本サービスの利用を終了させ、会員は会員資格を喪失します。会員資格の喪失以降は、第 11 条に定める年会費は発生しないものとします。</p> <p>9. 会員は、決済用ビューカードを変更した場合、前項の退会申込をしたものとみなされます。</p> <p>10. 会員が <u>第 3 項に定める</u> 会員登録を行った後、当社が別に定める所要回答時間を経過しても当社から完了の通知がない場合、第 6 条に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター (以下「カスタマーセンター」という。) まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。</p> <p>11. 会員は、第 7 項 <u>又</u> は第 8 項により、会員資格を喪失した後であっても、会員</p>	<p>合 (旅行業法に定める取次行為を含む。)</p> <p>(8) 会員が、その一部 <u>また</u> は全部を自らは使用しない等、転売 <u>また</u> は換金等の目的において、相当と認められる数量 <u>また</u> は頻度を超えて、本規約 <u>また</u> は本規約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類を購入した場合</p> <p>(9) 会員が第 16 条に違反している、<u>また</u> は疑いがあると当社が認めたとき。</p> <p>(10) 同一の会員に対し複数の会員 ID (<u>本サービス、J-WEST カード EX 予約サービスまたはスマート EX の会員 ID を含む。以下同じ。</u>) が発行されている場合 (過去に発行されていた場合を含む。) において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合</p> <p>(11) その他、会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合</p> <p>7. 会員は、本サービスの退会を希望する場合、<u>申込サイト上で当社が別に定める会員登録の初期化手続きを行うとともに、</u> JR 東日本が提供する「モバイル Suica」サービスメニューに表示される申込画面から、「ビュー・エクスプレス特約」の解除により退会を申し込むものとし、退会申込を受けた当社は、会員の本サービスの利用を終了させ、会員は会員資格を喪失します。会員資格の喪失以降は、第 11 条に定める年会費は発生しないものとします。</p> <p>8. 会員は、決済用ビューカードを変更した場合、<u>株式会社ビューカードが別に定める場合を除き</u> 前項の退会申込をしたものとみなされます。</p> <p>9. 会員が会員登録を行った後、<u>または会員が前二項に定める本サービス会員登録の初期化手続きを行った後、</u> 当社が別に定める所要回答時間を経過しても当社から <u>手続</u> 完了の通知がない場合、第 6 条に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター (以下「カスタマーセンター」という。) まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。</p> <p>10. 会員は、第 7 項 <u>また</u> は第 8 項により、会員資格を喪失した後であっても、会</p>
--	---

資格の喪失時点以前に発生した本規約及び本規約の特約に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとします。

### 第3条 (お客様情報の登録・修正)

会員は、第2条第3項で登録した自己に関する情報又は回数を問わずこれを修正登録したもの(以下「お客様情報」という。)の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、お客様情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

### 第4条 (お客様情報の使用)

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報(購入履歴及びサーバー通信履歴等)についての取扱いは、JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意事項によります。

### 第5条 (会員の義務)

1. 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとします。
2. 会員は、会員 ID 及びパスワードの使用及び管理の一切の責任を負うものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。
3. 会員は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与えるおそれのある行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本規約に違反するおそれのある行為等を行ってはならないものとします。

### 第6条 (会員の問い合わせ窓口)

1. 会員から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社 HP 上に掲示し

員資格の喪失時点以前に発生した本規約および本規約の特約に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとします。

### 第3条 (会員情報の登録・修正)

会員は、会員情報(前条第3項により登録した自己に関する情報または回数を問わずこれを修正登録したものを含む)の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

### 第4条 (会員情報の使用)

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報(購入履歴およびサーバー通信履歴等)についての取扱いは、JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意事項によります。

### 第5条 (会員の義務)

1. 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとします。
2. 会員は、会員 ID およびパスワードの使用および管理の一切の責任を負うものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。
3. 会員は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与えるおそれのある行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本規約に違反するおそれのある行為等を行ってはならないものとします。

### 第6条 (会員の問い合わせ窓口)

1. 会員から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社 HP 上に掲示し

ます。  
2. カスタマーセンターでは、会員からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。  
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

#### 第7条 （会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 会員は、自らの行為であるか否かにかかわらず、又過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、自ら行った一切の行為及びその結果並びに会員 ID 等によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとし、

2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとし、

(1) お客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、会員又は第三者が被った不利益

(2) 会員の、会員 ID 及びパスワードの使用上の誤り 又は管理不十分により会員又は第三者が被った不利益

(3) 当社が第2条第5項の定めにより 会員の本サービスの会員登録に対して承認をしないことにより会員又は第三者が被った不利益

(4) 当社が第2条第7項の定めにより エクスプレス予約サービスの会員資格を停止・取消 又は会員のサービス利用を停止させることにより会員又は第三者が被った不利益

ます。  
2. カスタマーセンターでは、会員からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。  
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

#### 第7条 （会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 会員は、自らの行為であるか否かにかかわらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、会員または会員が締結した運送契約に基づき乗車を認める会員以外の者（以下「利用者」という。）が行った一切の行為およびその結果並びに会員 ID 等によりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとし、

2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとし、

(1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、会員または第三者が被った不利益

(2) 会員 ID およびパスワードの使用上の誤り または管理不十分により会員または第三者が被った不利益

(3) 当社が第2条第4項により本サービスの会員登録に対して承認をしないことにより会員または第三者が被った不利益

(4) 当社が第2条第6項により 本サービスの会員資格を停止・取消 または会員のサービス利用を停止させることにより会員または第三者が被った不利益

<p>(5)当社が本サービスに関するシステム<u>又</u>は内容を変更したことにより会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(6)当社が本サービスの中断・変更・終了<u>又</u>は会員からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(7)カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により会員<u>又</u>は第三者の被った不利益</p> <p>(8)当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、会員の携帯電話<u>又</u>はパソコン等の機器、ソフトウェア等<u>及</u>びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(9)当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員 ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(10)電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(11)当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、<u>又</u>は当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として会員の携帯電話<u>又</u>はパソコンの受信容量を超過した、<u>当社から送信された電子メールにより</u>会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(12)その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(13)決済用ビューカード<u>又</u>は JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスのシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができないことにより会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(14)決済用ビューカードの有効期限満了日の 2 日前までに、JR 東日本が定める</p>	<p>(5)当社が本サービスに関するシステム<u>また</u>は内容を変更したことにより会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(6)当社が本サービスの中断・変更・終了<u>また</u>は会員からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(7)カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により会員<u>また</u>は第三者の被った不利益</p> <p>(8)当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、会員の携帯電話<u>また</u>はパソコン等の機器、ソフトウェア等<u>および</u>その環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(9)当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員 ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(10)電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(11)当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、<u>また</u>は当社が世間一般に送信される<u>電子メール</u>容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として会員の携帯電話<u>また</u>はパソコンの受信容量を超過し会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(12)その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(13)決済用ビューカード<u>また</u>は JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスのシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができないことにより会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(14)決済用ビューカードの有効期限満了日の 2 日前までに、JR 東日本が定める</p>
---	---

<p>手続によりカード情報の更新を行わなかったことに伴い、決済用ビューカードの有効期限が満了し、本サービスを利用することができなくなったことにより会員 <u>又</u> は第三者が被った不利益</p> <p>(15) 一部あるいは全部のビューカード会員に対して株式会社ビューカードによりなされた各種の措置によって、本サービスの利用ができなくなったことにより会員 <u>又</u> は第三者が被った不利益</p> <p>(16) 当社が、会員に限り利用できないサービス等を設定したことにより会員 <u>又</u> は第三者が被った不利益</p> <p>(17) <u>その他</u>、会員が、本規約、本規約の特約、当社の定める運送約款 <u>及</u> び法令の定め違反したことにより、<u>又</u> は本規約 <u>及</u> び本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員 <u>又</u> は第三者が被った不利益</p> <p>(18) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって会員 <u>又</u> は第三者が被った不利益</p> <p>3. 会員が本規約、本規約の特約、当社の定める運送約款 <u>及</u> び法令の定め違反して当社 <u>又</u> は第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。</p> <p>第8条 (通知 <u>及</u> び同意の方法)</p> <p>1. 当社から会員への本サービスの運営 <u>及</u> び内容に関する通知は、当社の本サービスの <u>予約</u>・申込サイト <u>又</u> は当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、<u>又</u> はその他当社が適当と認める方法により行うものとします。</p> <p>2. 前項の掲示の通知の内容を反映した本サービスを会員が利用したことにより、同通知の内容を会員が承諾したものとみなします。</p>	<p>手続によりカード情報の更新を行わなかったことに伴い、決済用ビューカードの有効期限が満了し、本サービスを利用することができなくなったことにより会員 <u>また</u> は第三者が被った不利益</p> <p>(15) 一部あるいは全部のビューカード会員に対して株式会社ビューカードによりなされた各種の措置によって、本サービスの利用ができなくなったことにより会員 <u>また</u> は第三者が被った不利益</p> <p>(16) 当社が、会員に限り利用できないサービス等を設定したことにより会員 <u>また</u> は第三者が被った不利益</p> <p>(17) 会員が、本規約、本規約の特約、当社 <u>または当社指定路線を運営する他社(以下「他社」という。)</u> の定める運送約款 <u>および</u> 法令の定め違反したことにより、<u>また</u> は本規約 <u>および</u> 本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員 <u>また</u> は第三者が被った不利益</p> <p>(18) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって会員 <u>また</u> は第三者が被った不利益</p> <p>3. 会員が本規約、本規約の特約、当社または <u>他社</u> の定める運送約款 <u>および</u> 法令の定め違反して当社 <u>また</u> は第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。</p> <p>第8条 (通知 <u>および</u> 同意の方法)</p> <p>1. 当社から会員への本サービスの運営 <u>および</u> 内容に関する通知は、当社の本サービスの申込サイト <u>また</u> は当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、<u>また</u> はその他当社が適当と認める方法により行うものとします。</p> <p>2. 前項の掲示の通知の内容を反映した本サービスを会員が利用したことにより、同通知の内容を会員が承諾したものとみなします。</p>
--	---

第9条 (サービス等の変更)

1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスに関するシステム及び内容を変更することができるものとします。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとします。

2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの中断・変更及び本サービスへのアクセス制限を行うことができるものとします。

(1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

(3) 決済用ビューカード又は JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスのシステム等のメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができなくなった場合

(4) 一部あるいは全部のビューカード会員に対して株式会社ビューカードによりなされた各種の措置によって、本サービスの利用ができなくなった場合

(5) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更及び会員からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合

3. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。

第10条 (会員証)

1. 当社は、会員に対し、JR 東海エクスプレス予約サービスの会員であることを表す会員証を発行し、貸与します。

2. 会員証の効力等については、当社が別に定める「JR 東海 EX-IC サービス規約 (ビューカード会員用)」によるものとします。

第9条 (サービス等の変更)

1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスに関するシステムおよび内容を変更することができるものとします。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとします。

2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスへのアクセス制限を行うことができるものとします。

(1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態またはは当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

(3) 決済用ビューカードまたはは JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスのシステム等のメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができなくなった場合

(4) 一部あるいは全部のビューカード会員に対して株式会社ビューカードによりなされた各種の措置によって、本サービスの利用ができなくなった場合

(5) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更および会員からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合

3. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。

第10条 (EX-IC カード)

1. 当社は、会員に対し、IC チップを内蔵する EX-IC カードまたはエクスプレス会員証 (以下、総称して「EX-IC カード」という。)を発行し、貸与します。

2. EX-IC カードの効力等については、当社が別に定める「JR 東海 EX-IC サービス規約 (ビューカード会員用)」によるものとします。



#### 第11条 (年会費)

1. 会員は本サービス利用の有無にかかわらず、当社が別に定める年会費及びこれに課税される消費税等の公租公課（以下「年会費等」という。）を負担するものとします。
2. 会員は前項の年会費等を、当社が別に定める方法で支払うものとします。
3. 会員は、第2条第7項の定めにより本サービスの利用を停止され、本サービスの利用ができない場合であっても、同条第8項の定めによる退会申請を行い、「ビュー・エクスプレス特約」の解除が完了するまでの間に発生した年会費等は、これを負担しなければなりません。
4. 会員の第2条第3項の定めによる本サービスの会員登録に対して、当社が承認しなかったときは、当社は、会員が支払った年会費等（ただし、1年分に限りませす。）を遅滞なく無利息にてお返しするものとします。
5. 第9条第3項の定めにより当社が本サービスの全部を終了させたときは、当社は、会員が支払った年会費等のうち本サービスの全部を終了させた日以降に係るものを遅滞なく無利息にてお返しするものとします。
6. 前二項の他、会員が一旦支払った年会費等は、会員資格の停止・取消又は本サービスの利用停止その他理由のいかんを問わずお返ししません。

#### 第12条 (権利の帰属)

本サービスに関わるすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般及び情報に関する権利は当社又はそれぞれの権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害する行為を一切行つてはならないものとします。

#### 第13条 (債権譲渡及び債権供担保の禁止)

#### 第11条 (年会費)

1. 会員は、当社に対し、ビューカードの年会費とは別に、本サービス利用の有無にかかわらず、当社が別に定める年会費およびこれに課税される消費税等の公租公課（以下「年会費」という。）を負担するものとします。
2. 会員は前項の年会費を、当社が別に定める方法で支払うものとします。
3. 会員は、第2条第6項により本サービスの利用を停止され、本サービスの利用ができない場合であっても、第2条第7項の定めによる退会申請を行い、「ビュー・エクスプレス特約」の解除が完了するまでの間に発生した年会費は、これを負担しなければなりません。
4. 会員の第2条第3項の定めによる本サービスの会員登録に対して、当社が承認しなかったときは、当社は、会員が支払った年会費（ただし、1年分に限りませす。）を遅滞なく無利息にてお返しするものとします。
5. 第9条第3項の定めにより当社が本サービスの全部を終了させたときは、当社は、会員が支払った年会費のうち本サービスの全部を終了させた日以降に係るものを遅滞なく無利息にてお返しするものとします。
6. 前二項の他、会員が一旦支払った年会費は、会員資格の停止・取消または本サービスの利用停止その他理由のいかんを問わずお返ししません。

#### 第12条 (権利の帰属)

本サービスに関わるすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害する行為を一切行つてはならないものとします。

#### 第13条 (債権譲渡および債権供担保の禁止)

会員は理由のいかんを問わず、本規約及び本規約の特約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与又は担保に供してはならないものとします。

#### 第14条（相殺禁止）

会員は本規約及び本規約の特約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

#### 第15条（管轄裁判所）

本サービス並びに本規約及び本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第16条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(6) 前各号の共生者

(7) その他前各号に準ずる者

2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

会員は理由のいかんを問わず、本規約および本規約の特約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

#### 第14条（相殺禁止）

会員は本規約および本規約の特約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

#### 第15条（準拠法および合意管轄裁判所）

1. 本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。

2. 本サービス並びに本規約および本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第16条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(6) 前各号の共生者

(7) その他前各号に準ずる者

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

改定日 令和2年3月21日

### JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項

(略)

### エクスプレス予約サービスに関する特約（ビューカード会員用）

#### 第1条（エクスプレス予約サービス）

1. エクスプレス予約サービス（以下「本サービス」という。）とは、「JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（ビューカード会員用）」（以下「会員規約」という。）第1条第1項中の「JR 東海エクスプレス予約サービスの会員 ID を利用したすべてのサービス」の一種であり、携帯電話又はパソコン等による申込により、別に定める乗車券類（以下「乗車券類」という。）の購入、変更、払戻等（以下「乗車券類の購入等」という。）を行うことのできるサービスをいいます。
2. 会員規約に定める会員は、会員規約第2条第3項の定めにより本サービスの会員登録を行うに際して携帯電話又はパソコン等の予約・申込サイト上に表示される特約に「同意する」ボタンを押すことにより本特約の内容を承諾しているもの

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

改定日 令和3年3月6日

### JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項

(略) ※改定なし

### エクスプレス予約サービスに関する特約（ビューカード会員用）

#### 第1条（エクスプレス予約サービス）

1. エクスプレス予約サービス（以下「本サービス」という。）とは、「JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（ビューカード会員用）」（以下「会員規約」という。）第1条第1項中の「JR 東海エクスプレス予約サービスの会員 ID を利用したすべてのサービス」の一種であり、インターネットによる申込により、別に定める乗車券類（以下「乗車券類」という。）の購入、変更、払戻等（以下「乗車券類の購入等」という。）を行うことのできるサービスをいいます。
2. 会員規約に定める会員は、会員規約第2条により本サービスの会員登録を行うに際してインターネットの申込サイト上に表示される特約に「同意する」ボタンを押すことにより本特約の内容を承諾しているものとみなされます（以下、本特

とみなされます（以下、本特約を承諾しているものとみなされたエクスプレス予約サービスの会員を「会員」という。）。

#### 第2条 （本特約の効力）

1. 本特約は、会員規約の特約であり、会員規約と重複又は競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。また、会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗降区間に応じて東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）又は他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）によります。

2. 当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、又はその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、又は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下「当社 HP」という。）等で公表するものとします。

#### 第3条 （利用環境、受付期間、受付時間、回答時間）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP により周知するものとします。

2. 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間等は、当社 HP 上で周知するものとします。

#### 第4条 （申込）

約を承諾しているものとみなされたエクスプレス予約サービスの会員を「会員」という。）。

#### 3. 本サービスは、会員に限り利用できるものとします。

#### 第2条 （本特約の効力）

1. 本特約は、会員規約の特約であり、会員規約と重複または競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。また、会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗降区間に応じて東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）または当社指定路線を運営する他社（以下「他社」という。）の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）によります。

2. 当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、またははその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下「当社 HP」という。）等で公表するものとします。

#### 第3条 （利用環境、受付期間、受付時間、回答時間）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP により周知するものとします。

2. 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間および所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、当社 HP 上で周知するものとします。

#### 第4条 （申込）

本サービスにおいて、会員は、当社より付与された会員 ID 及びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法による携帯電話又はインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等の申込等を行うことができるものとします。

#### 第5条 (回答方法、契約の成立、決済)

1. 会員が本サービスを利用した場合、会員が本サービスの会員登録を行う際に会員番号を入力したビューカード（以下「会員のビューカード」という。）によって決済することとします。

2. 乗車券類の変更、払戻等（第10条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む）により過不足金が生じた場合の精算は、原則として会員のビューカードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて決済したのち、変更前の乗車券類を払い戻します。したがって、会員の本サービスにより変更後の乗車券類購入可能額は、会員のビューカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとします。

3. 会員の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の予約・申込サイト上への表示又は会員が会員情報として登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）に対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、通常通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。

4. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、会員が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、会員と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。

本サービスにおいて、会員は、当社より付与された会員 ID およびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法によりりインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等の申込等を行うことができるものとします。

#### 第5条 (回答方法、契約の成立、決済)

1. 会員が本サービスを利用した場合、会員規約第1条に定める会員 ID に紐づくビューカード（以下「会員のビューカード」という。）によって決済することとします。

2. 会員の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の申込サイト上への表示または会員が会員情報として登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）に対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、通常通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、会員が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、会員と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。

5. 会員が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われるものとします。したがって、会員の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、会員のビューカード利用可能枠による制限を受けます。また、乗車券類の購入可能件数は、当社 HP により周知するものとします。

6. 会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、会員規約第 6 条に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター(以下「カスタマーセンター」という。)まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第 3 項 及び第 4 項にかかわらず、当社は会員に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。

#### 第 6 条 (契約成立後の乗車券類の取扱い)

1. 本サービスにより 会員が購入、変更した乗車券類については、会員が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。
2. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社 又は他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

4. 会員が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われるものとします。したがって、会員の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、会員のビューカード利用可能枠による制限を受けます。また、乗車券類の購入可能件数は、当社 HP により周知するものとします。

5. 会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、会員規約第 6 条に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター(以下「カスタマーセンター」という。)まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第 3 項にかかわらず、当社は会員に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。

6. 乗車券類の変更、払戻等(第 10 条記載の受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む)により過不足金が生じた場合の精算は、原則として会員のビューカードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて決済したのち、変更前の乗車券類を払い戻します。したがって、会員の本サービスにより変更後の乗車券類購入可能額は、会員のビューカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。

#### 第 6 条 (契約成立後の乗車券類の取扱い)

1. 会員は、本サービスにより購入、変更した乗車券類の内容について、当社が別に定める営業時間内および期間中において、本サービスの申込サイト上で確認することができます。
2. 本サービスにより購入、変更した乗車券類については、会員が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。
3. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社 または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

#### 第7条 (事前申込サービス)

1. 本サービスの乗車券類は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日（以下、「発売開始日」という。）の前に購入の申込（以下、「事前申込」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。また、発売開始日および列車あたりの事前申込の件数には限りがあります。

2. 当社は、会員が事前申込を行った場合、予約・申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。

3. 当社は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前8時以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の成立の成否の通知は、第5条に基づき電子メールアドレスへの電子メールの送信により行います。

（注）事前申込は、運送契約の成立を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の成立の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。

5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は成立されます。なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

6. 事前申込の取消は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

#### 第8条 (夜間申込サービス)

1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯において、購入の申込（以下「夜間申込」という）を行うことができます。ただし、当

#### 第7条 (事前申込サービス)

1. 本サービスの乗車券類は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」という。）の前に購入の申込（以下「事前申込」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。また、発売開始日および列車あたりの事前申込の件数には限りがあります。

2. 当社は、会員が事前申込を行った場合、申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。

3. 当社は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前8時以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の成立の成否の通知は、第5条に基づき電子メールアドレスへの電子メールの送信により行います。

（注）事前申込は、運送契約の成立を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の成立の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。

5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は成立されます。なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

6. 事前申込の取消は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

#### 第8条 (夜間申込サービス)

1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯において、は、購入の申込（以下「夜間申込」という）を行うことができます。ただし、当

社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。

2. 当社は、会員が夜間申込を行った場合、予約・申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。
3. 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の成立の成否の通知は、第5条に基づき電子メールアドレスへの電子メールの送信により行います。  
(注) 夜間申込は、運送契約の成立を約束するものではありません。
4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の成立の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は成立されます。なお、当日中に、当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。
6. 夜間申込の取消は、会員が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

#### 第9条 (受取)

1. 会員は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第6条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QRコード及び16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）を発行するものとします。会員が前項の受取を行う際には、会員のエクスプレス予約会員証又は受取コードが必要となるほか、会員が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署によるものとします。

社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。

2. 当社は、会員が夜間申込を行った場合、申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。
3. 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の成立の成否の通知は、第5条に基づき電子メールアドレスへの電子メールの送信により行います。  
(注) 夜間申込は、運送契約の成立を約束するものではありません。
4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の成立の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は成立されます。なお、当日中に、当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。
6. 夜間申込の取消は、会員が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

#### 第9条 (受取)

1. 会員は、当社が別に定める指定席券売機または窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第6条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QRコードおよび16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）を発行するものとします。会員が前項の受取を行う際には、当社が別に定める会員の EX-ICカードまたは受取コードが必要となるほか、会員が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署によるものとします。



3. 第1項の乗車券類の受取期間および第2項の受取コードの有効期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等を行うことができません。

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

5. 会員が会員規約第2条第2項に定める会員資格を喪失した時点で、当社が第6条第1項により保管している乗車券類が存在する場合の受取期間は、第3項によるものとします。

#### 第10条 (受取後の乗車券類の扱い)

会員が第9条第1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、会員は受取窓口において、会員のビューカードの提示等を行うものとします。

3. 第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間および前項の受取コードの有効期間および第7条に定める事前申込による受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等を行うことができません。

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

5. 前項による払戻は、会員のビューカードにより決済を行います。なお、第5条に関わらず会員への通知は行いません。

6. 会員が会員規約第2条により会員資格を喪失した時点で、当社が第6条第2項により保管している乗車券類が存在する場合の受取期間は、当該時点における日付をもって、第3項に定める受取期間の満了日とします。

#### 第10条 (受取後の乗車券類の扱い)

会員が前条第1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、会員は当社が別に定める窓口において、会員のビューカードの提示等を行うものとします。

#### 第11条 (付帯サービス)

<p>第 11 条 (変更の可能性)</p> <p>当社は、以下の事柄について変更する可能性があります。また、この変更起因して、会員 <u>又</u> は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 第 3 条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間 <u>及</u> び所要回答時間</p> <p>(2) 第 4 条の申込方法</p> <p>(3) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等</p> <p>(4) 第 7 条、第 8 条の申込方法</p> <p>(5) 第 9 条 <u>第 1 項及び第 2 項</u> の受取窓口、受取方法</p> <p>(6) <u>第 9 条第 3 項の受取期間</u></p> <p>(7) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容</p> <p>第 12 条 (例外的扱い)</p> <p>当社は、当社が特に必要と認めた場合、本特約の規定と異なる扱いをすることが</p>	<p><u>1. 当社または付帯サービスを提供する企業（以下「提携企業」という。）は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下「付帯サービス」という。）を提供することがあり、会員は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社 HP または申込サイト上への掲示等で案内します。</u></p> <p><u>2. 会員は、付帯サービスを利用する場合、常に会員のビューカードまたは EX-IC カードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社、または提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。</u></p> <p>第 12 条 (変更の可能性)</p> <p>当社は、以下の事柄について変更する可能性があります。また、この変更起因して、会員 <u>また</u> は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 第 3 条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間 <u>および</u> 所要回答時間</p> <p>(2) 第 4 条の申込方法</p> <p>(3) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等</p> <p>(4) 第 7 条、第 8 条の申込方法</p> <p>(5) 第 9 条の受取窓口、受取方法、<u>受取期間</u></p> <p>(6) <u>付帯サービスの内容</u></p> <p>(7) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容</p> <p>第 13 条 (例外的扱い)</p> <p>当社は、当社が特に必要と認めた場合、本特約の規定と異なる扱いをすることが</p>
--	--

できるものとします。

改定日 令和 2年3月 21日

## JR 東海 EX-IC サービス規約（ビューカード会員用）

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供する EX-IC サービス等について定めるものです。

### 第1章 総則

#### 第1条 （総則）

1. 本規約は、「JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（ビューカード会員用）」（以下、「サービス規約」という。）の特約とし、サービス規約と本規約との間で重複又は競合する内容については、本規約が優先するものとします。
2. サービス規約に定める JR 東海エクスプレス予約サービスの会員は、サービス規約第2条第3項により、JR 東海エクスプレス予約サービス会員 ID を利用したすべてのサービス（以下、「エクスプレス予約サービス」という。）の利用開始にあたって行う会員登録に際して携帯電話又はパソコン等の画面に表示される規約に「同意する」ボタンを押すことにより本規約の内容を承諾しているものとみなされます（以下、本規約を承諾しているものとみなされたエクスプレス予約サービスの会員を「会員」という。）。
3. 会員は、エクスプレス予約サービス会員でなくなったときは、当然に会員でなくなります。

できるものとします。

改定日 令和 3年3月 6日

## JR 東海 EX-IC サービス規約（ビューカード会員用）

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供する EX-IC サービス等について定めるものです。

### 第1章 総則

#### 第1条 （総則）

1. 本規約は、「エクスプレス予約サービスに関する特約（ビューカード会員用）」（以下「サービス特約」という。）の特約とし、サービス特約と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。
2. サービス特約に定める JR 東海エクスプレス予約サービスの会員は、JR 東海エクスプレス予約サービス会員登録手続（以下「会員登録」という。）に際してインターネットの申込サイト上に表示される規約に「同意する」ボタンを押すことにより本規約の内容を承諾しているものとみなされます（以下、本規約を承諾しているものとみなされた JR 東海エクスプレス予約サービスを「会員」という。）。

第2条 (用語の定義)

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 「EX-IC 携帯電話機」とは、会員が、当社が別に定める登録手続きをし、当社が登録した携帯電話機をいいます。

(2) 「指定クレジットカード」とは、当社が別に定めるクレジットカードのうち、会員が、サービス規約第2条第3項の定めにより、会員登録の際に利用料金等の決済手段として登録するクレジットカードをいいます。

(3) 「EX-IC 携帯識別番号」とは、EX-IC 携帯電話機を識別するために EX-IC 携帯電話機ごとに付与された EX-IC 携帯電話機に固有の番号をいいます。

(4) 「会員証」とは、サービス規約第10条の定めにより、当社が会員に対し貸与するカードをいいます。

(5) 「提携企業」とは、会員に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいいます。

(6) 「当社指定路線」とは、EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。

(7) 「指定クレジットカード発行会社」とは、指定クレジットカードを発行するクレジットカード会社をいいます。

(8) 「会員情報」とは、会員がサービス規約第2条第3項の定めにより登録した事項（サービス規約第3条の定めにより変更された事項を含みます。）をいいます。

2. 本規約に定めのない用語の定義については、サービス規約に定めるところによるものとします。

第2条 (用語の定義)

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 「EX-IC カード」とは、当社が会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードまたは会員証をいいます。

(2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カード固有の番号をいいます。

(3) 「交通系 IC カード」とは、当社エクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) (以下「当社 HP」という。) に掲載する IC カード乗車券等をいいます。

(4) 「当社指定路線」とは、EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。

(5) 「指定クレジットカード」とは、当社が別に定めるクレジットカードのうち、会員が、JR 東海エクスプレス予約サービスの利用料金等の決済手段として指定するクレジットカードをいいます。

(6) 「指定クレジットカード発行会社」とは、指定クレジットカードを発行するクレジットカード会社をいいます。

(7) 「会員情報」とは、会員が会員登録の際に登録した事項（修正登録した事項を含みます。）をいいます。

(8) (削る)

2. 本規約に定めのない用語の定義については、サービス特約に定めるところによるものとします。

### 第3条 (本規約の変更)

1. 当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、又はその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、又は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、当社のエクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) (以下「当社HP」という。)等で公表するものとします。

2. 当社は、前項の変更起因して、会員又は第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

## 第2章 EX-IC サービス

### 第4条 (EX-IC サービス)

EX-IC サービス (以下、「本サービス」という。)とは、サービス規約第1条第1項中の「JR 東海エクスプレス予約サービスの会員 ID を利用したすべてのサービス」の一種であり、携帯電話又はパソコン等による申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等 (以下、「締結等」という。)をすることができるサービスを行います。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場 (以下、「駅」という。)において入出場する際に EX-IC 携帯電話機等が必要等の特別な旅客運送契約 (以下、「EX-IC 運送契約」という。)となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも会員にとって不利になる場合があります。

### 第3条 (本規約の変更)

当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約を改定し (その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、当社HP等で公表するものとします。

## 第2章 EX-IC サービス

### 第4条 (EX-IC サービス)

1. EX-IC サービス (以下「本サービス」という。)とは、サービス特約第1条で定めるエクスプレス予約サービスの一種であり、インターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等 (以下「締結等」という。)をすることができるサービスを行います。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場 (以下「駅」という。)において入出場する際に EX-IC カードまたは交通系 IC カード (以下、総称して「IC カード」という。))が必要等の特別な旅客運送契約 (以下「EX-IC 運送契約」という。)となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも会員および第18条に定める利用者にとって不利になる場合があります。

2. 会員または利用者は、本サービスの利用において、登録または指定した IC カードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定した IC カ

<p>第5条 (EX-IC 運送契約の内容)</p> <p>EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX サービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとし、</p> <p>第6条 (利用環境、受付期間、受付時間)</p> <p>1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP により周知するものとします。</p> <p>2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間および時間は、当社が別に定めるところによるものとします。</p> <p>第7条 (申込)</p> <p>会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、会員の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。</p> <p>第8条 (申込および決済の方法、契約の成立等)</p> <p>1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの<u>予約</u>・申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。</p>	<p><u>ードを乗車日当日に不所持の場合などは、サービス特約第9条で定める受取窓口において、サービス特約第6条により当社が保管し、その約定した内容を記載した証票（以下「乗車券類」という。）を受け取って乗車するものとします。</u></p> <p><u>3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機を EX-IC カードまたは乗車券類のみで通過することはできません。</u></p> <p>第5条 (EX-IC 運送契約の内容)</p> <p>EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX サービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとし、</p> <p>第6条 (利用環境、受付期間、受付時間等)</p> <p>1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP により周知するものとします。</p> <p>2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間、<u>受付時間および所要回答時間並びに取り扱う EX-IC 運送契約の運賃等</u>は、当社が別に定めるところによるものとします。</p> <p>第7条 (申込)</p> <p>会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、会員の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。</p> <p>第8条 (申込および決済の方法、契約の成立等)</p> <p>1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービ</p>
---	--

<p>2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの<u>予約</u>・申込サイト上への表示<u>又</u>は会員が会員情報として登録した電子メールアドレス（以下、「電子メールアドレス」という。）への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社は会員に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。</p> <p>3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間でEX-IC 運送契約が成立するものとします。</p> <p>4. EX-IC 運送契約の運賃等は、指定クレジットカードによって決済することとします。なお、会員の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受けます。また、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約 HP により周知するものとします。</p> <p>5. 第 3 項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続きが行われるものとします。</p> <p>6. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの<u>予約</u>・申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。</p> <p>7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの<u>予約</u>・申込サイト上への表示<u>又</u>は電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。</p> <p>8. 前項により、第 4 項に<u>より</u>決済した運賃等に払いもどすべき過剰金<u>もしくは</u>は新たに収受すべき不足金<u>又</u>は手数料が生じた場合、指定クレジットカードにより精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変</p>	<p>スの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。</p> <p><u>※EX-IC 運送契約により大人 1 名が IC カードで乗車する場合は、会員本人の利用に限ります。</u></p> <p>2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示<u>また</u>は会員が会員情報として登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社は会員に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。</p> <p>3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。</p> <p>4. EX-IC 運送契約の運賃等は、指定クレジットカードによって決済することとします。なお、会員の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受けます。また、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、当社 HP により周知するものとします。</p> <p>5. 第 3 項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続きが行われるものとします。</p> <p>6. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。</p> <p>7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの<u>予約</u>・申込サイト上への表示<u>また</u>は電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。</p> <p>8. 前項により、第 4 項に<u>基づき</u>決済した運賃等に払いもどすべき過剰金<u>または</u>は新たに収受すべき不足金<u>もしくは</u>は手数料が生じた場合、指定クレジットカードにより精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原</p>
---	--

更後の EX-IC 運送契約を改めて決済したのち、変更前の EX-IC 運送契約を払い戻します。したがって、会員の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合 又 は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

9. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、サービス 規約第 6 条 に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第 2 項、第 7 項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の締結、変更、解約 等の承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。

#### 第 9 条 （契約の締結、変更後の取り扱い）

会員は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの 予約・申込

則として変更後の EX-IC 運送契約 の運賃等 を改めて決済したのち、変更前の EX-IC 運送契約 の運賃等 を払い戻します。したがって、会員の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合 また は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

9. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、サービス 特約第 5 条 に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第 2 項、第 7 項にかかわらず、当社は会員に対し、EX-IC 運送契約の締結等の承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。

10. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、会員の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容について会員の電子メールアドレスに電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。

#### 第 9 条 （契約の締結、変更後の取り扱い）

会員は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの申込サ



サイト上にて確認することができます。

### 第3章 付帯サービス

#### 第10条 (付帯サービス)

当社又は提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を会員に提供することがあり、会員は、当社又は提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社 HP 上への掲示等の方法により通知します。

#### 第4章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

##### 第11条 (本サービス等の変更、中断、終了等)

1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービス又は付帯サービス（以下、総称して「本サービス等」という。）の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービス等の一部又は全部の提供の中断もしくはは会員のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。
  - (1) システム等の保守、点検を行う場合
  - (2) システム等に障害が発生した場合
  - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は当

イト上にて確認することができます。

(削る)

#### 第3章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

##### 第10条 (本サービス等の変更、中断、終了等)

1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスの内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスの提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービスの一部もしくはは全部の提供の中断またはは会員のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。
  - (1) システム等の保守、点検を行う場合
  - (2) システム等に障害が発生した場合
  - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または

社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合

(4)その他、当社が本サービス等<sup>等</sup>の提供上、必要と判断した場合

4. 当社は当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。

5. 当社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施<sup>又</sup>は提供の終了に伴って会員<sup>又</sup>は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第 12 条 (通知の方法)

1. 当社から会員への本サービス等の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスの予約・申込サイトもしくは当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、住所への郵便物の送付、電話番号への電話連絡等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。

2. 前項の通知が本サービスの予約・申込サイト<sup>又</sup>は当社 HP 上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 第 1 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに会員情報として登録された住所に宛てた郵便物が当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前二項において、電子メールアドレス<sup>又</sup>は住所が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、<sup>又</sup>は到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、<sup>又</sup>は到達しなかったことに

当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合

(4)その他、当社が本サービスの提供上、必要と判断した場合

4. 当社は当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。

5. 当社は、本サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施<sup>また</sup>は提供の終了に伴って会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第 11 条 (通知の方法)

1. 当社から会員への本サービス等の内容<sup>および</sup>その取り扱い等に関する通知は、本サービスの申込サイトもしくは当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、住所への郵便物の送付<sup>または</sup>電話番号への電話連絡等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。

2. 前項の通知が本サービスの申込サイト<sup>または</sup>は当社 HP 上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 第 1 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、指定クレジットカード発行会社が指定する住所に宛てた郵便物が、当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前二項において、電子メールアドレス<sup>または</sup>は住所が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、<sup>または</sup>は到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、<sup>または</sup>は到達しなかったこ

より、会員又は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

### 第 13 条 (例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

## 第 6 章 会員証

### 第 20 条 (会員証の発行および効力)

1. 当社は、サービス規約第 10 条の定めにより、会員に対し、会員証を発行し、貸与します。
2. 会員証の所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 当社は、別に定める場合を除き、指定クレジットカード発行会社が指定する住所に、会員証を送付します。
4. 会員は、善良なる管理者の注意を持って会員証 (内蔵する IC チップに記録された情報を含む) を使用、管理しなければなりません。
5. 会員は、第 14 条第 3 項に定めるとおり、EX-IC 運送契約により会員が当社指定路線に乗車する場合又は付帯サービスを利用する場合、常に EX-IC 携帯電話機、会員証および指定クレジットカードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社、提携企業又は指定クレジットカード発行会社の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないこと又は付帯サービスの全部又は一部の提供を受けられないことがあります。なお会員は、会員証のみでは、当社指定路線に乗車することはできません。
6. 会員証は、会員証表面に氏名が記載された会員本人以外は使用できません。

とにより、会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

### 第 12 条 (例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

## 第 4 章 EX-IC カード

### 第 13 条 (EX-IC カードの発行および効力)

1. 当社は、本サービスの提供に関連して会員に対し、EX-IC カードを発行し、貸与します。
2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 当社は、別に定める場合を除き、指定クレジットカード発行会社が指定する住所に、EX-IC カードを送付します。
4. 会員は、善良なる管理者の注意を持ってEX-IC カード (内蔵する IC チップに記録された情報を含む) を使用、管理しなければなりません。
5. 会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合は、常に EX-IC カードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、会員は速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
6. EX-IC カードは、会員本人以外は使用できません。

7. 会員証が第三者に使用された場合、会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。

8. 当社は、会員証に在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いは、別に定めます。

#### 第 21 条 (会員証の有効期限および更新)

1. 会員証の有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、会員証の有効期限を変更することができるものとします。

2. 前項にかかわらず、会員証の有効期限前に、当社の都合により、事前に会員に通知することなく、会員証を交換することがあります。

3. 会員証の有効期限が満了する場合、会員から会員証の更新を希望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるときは、会員証の有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した会員証を自動的に発行します。

#### 第 22 条 (会員証の返却等)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、提携企業又は指定カード会社は、会員に対し、会員証の返却を求めないし本サービス等の提供を終了することがあります。

(1) 第 16 条第 1 項いずれかの事由に該当したことにより EX-IC 携帯電話機の登録取消を受けた場合

(2) 会員が本人以外の第三者に会員証を使用させた場合

(3) 会員証を不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含

7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したか否かにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。

#### 第 14 条 (EX-IC カードの有効期限および更新)

1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。

2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により、EX-IC カードを予告なく交換することがあります。

3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。

#### 第 15 条 (EX-IC カードの返却等)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、会員に対し、EX-IC カードの返却を求めないし本サービスの提供を終了することがあります。

(1) 本規約に違反した場合

(2) 会員登録の取消を受けた場合

(3) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合

(4) 本人以外の第三者にEX-IC カードを使用させた場合

(5) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場

<p>みます) <u>又</u>は公序良俗に反する行為に使用した場合</p> <p>(4) <u>会員証</u>本体<u>又</u>は内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動<u>又</u>は第三者に提供等した場合</p> <p>(5) その他、会員の<u>会員証</u>の利用が適当でないと当社が認めた場合</p> <p>2. 会員は、会員でなくなった場合、速やかに<u>会員証</u>を当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が<u>会員証</u>の所有権を放棄し、会員の責任において<u>会員証</u>を処分させることができるものとします。</p> <p>3. 会員は、会員でなくなった後であっても、<u>会員証</u>に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。</p>	<p>合を含みます) <u>また</u>は公序良俗に反する行為に使用した場合</p> <p><u>(6) 転売、換金等の目的による EX-IC 運送契約の締結等、EX-IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合</u></p> <p><u>(7) EX-IC カード</u>本体<u>また</u>は内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動<u>また</u>は第三者に提供等した場合</p> <p><u>(8) 会員が、指定クレジットカード発行会社への約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より本サービスの利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合</u></p> <p><u>(9) EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める「EXサービス運送約款」もしくは他社が定める約款に重大な違反をした場合または繰り返し違反した場合</u></p> <p><u>(10) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合</u></p> <p><u>(11) 第 19 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより交通系 IC カードの登録取消を受けた場合</u></p> <p>(12) その他、会員の <u>EX-IC カード</u>の利用が適当でないと当社が認めた場合</p> <p><u>2. 前項により会員が EX-IC カードの返却を求められた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。</u></p> <p>3. 会員は、会員でなくなった場合、速やかに <u>EX-IC カード</u>を当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が <u>EX-IC カード</u>の所有権を放棄し、会員の責任において <u>EX-IC カード</u>を処分させることができるものとします。</p> <p>4. 会員は、会員でなくなった後であっても、<u>EX-IC カード</u>に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。</p>
--	---

第23条 (会員証の紛失、盗難および不正使用)

1. 会員が会員証を紛失し、又は盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、会員証の利用停止を申し出るものとします。

2. 会員の会員証の利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第20条第7項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。

(1) 会員の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用が発生した場合

(2) 会員の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合

(3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合

(4) 当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合

(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合

(6) 第1項の申し出又は届出書の内容が虚偽である場合

3. 当社は、第1項の申し出を受領した場合、防護措置期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします。防護措置期間経過後に生じた会員証の不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第20条第7項の定めにかかわらず、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

第16条 (EX-ICカードの紛失、盗難および不正使用)

1. 会員がEX-ICカードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-ICカードの利用停止を申し出るものとします。

2. 会員のEX-ICカードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第13条第7項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。

(1) 会員の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合

(2) 会員の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合

(3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合

(4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合

(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合

(6) 第1項の申し出または届出書の内容が虚偽である場合

3. 当社は、第1項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じたEX-ICカードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第13条第7項の定めにかかわらず、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

4. 会員が指定クレジットカードを紛失または盗難に遭う等して、その後、EX-ICカードが第三者により不正使用された場合の補償については、会員の指定クレジットカード発行会社が定める諸規定によります。

5. 会員がEX-ICカードを紛失または盗難に遭った場合であっても、指定クレジットカードを紛失または盗難に遭う等していなければ、指定クレジットカード発行会社が定める補償はありません。

第 24 条 (会員証の再発行)

1. 当社は、会員が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能の付加その他会員証の種別を変更して再発行することがあります。
2. 当社は、会員証にかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなく必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
3. 当社は、会員が会員証の紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、会員証を再発行します。
4. 前各項の会員証の再発行の際には、会員は、会員証を保有していれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社が会員証の所有権を放棄し、会員の責任において会員証を処分させることができるものとします。
5. 会員は、第 1 項又は第 3 項により会員証の再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は会員の指定クレジットカードにより決済するものとします。

第 25 条 (当社の免責事項)

当社は、会員証の利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を一切負いません。

- (1) 会員の会員証の使用上の誤りにより会員又は第三者が被った不利益
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員又は第三者が被った不利益

第 17 条 (EX-IC カードの再発行)

(削る)

1. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
2. 当社は、会員が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。
3. 前二項の EX-IC カードの再発行の際には、会員は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
4. 会員は、第 2 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は会員の指定クレジットカードにより決済するものとします。

(削る)

(3) 指定クレジットカード、エクスプレス予約サービス、会員証の案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員又は第三者の被った不利益

(4) 当社が会員から第 23 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、会員又は第三者の被った不利益

## 第 5 章 EX-IC 携帯電話機

### 第 14 条 (EX-IC 携帯電話機)

1. EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する会員は、当社が別に定める駅において入出場に使用する携帯電話機（ただし、東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東日本」という。）が提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限ります。）について、当社が別に定める EX-IC 携帯電話機登録手続をするものとします。

2. 当社は、前項の登録手続をした携帯電話機のうち、当社が別に定める基準を満たす携帯電話機について、EX-IC 携帯電話機として登録します。

3. 会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合 又は付帯サービスを利用する場合、常に EX-IC 携帯電話機、会員証 および指定クレジットカードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社、提携企業又は指定クレジットカード発行会社 の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないこと 又は付帯サービスの全部又は一部の提供を受けられないことがあります。

4. EX-IC 携帯電話機は、当該電話機の利用者として登録された会員本人以外は使用できません。

## 第 5 章 交通系 IC カード

### 第 18 条 (交通系 IC カード)

1. 会員または会員が締結した EX-IC 運送契約に基づき乗車を認める会員以外の者（以下「利用者」という。）が、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車するために交通系 IC カードを使用して入出場することを希望する場合、会員は当社が別に定める方法により交通系 IC カードの登録または指定手続をするものとします。

※交通系 IC カードが失効や無効となっている場合は、本サービスを利用できません。

2. 会員は、記名式の交通系 IC カードを登録する場合、実際に乗車する会員または利用者と同一名義の交通系 IC カードを登録するものとします。

3. 会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合 であって、交通系 IC カードを使用して入出場するときは、常に IC カード および指定クレジットカードを携帯するものとし、当社 または 当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、会員は IC カード および指定クレジットカードを、利用者は交通系 IC カードを、速やかに提示しなければなりません。この提示がない場合、会員または利用者 は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

4. EX-IC 運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は予約に紐づいた交通系 IC カードの登録または指定情報を自動的に解除することがあ



<p>5. EX-IC 携帯電話機が第三者に使用された場合、会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。</p> <p>6. 会員は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場する場合に必要な通信費用等を、自ら負担するものとします。</p> <p>7. 会員は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場するために必要な機器、ソフトウェア、携帯電話事業者との間で締結すべき各種の契約その他すべての環境（以下、「利用環境」という。）を、自らの責任と負担において確保し、維持するものとします。なお、利用環境を満たさない EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。</p> <p>8. 会員は、EX-IC 携帯電話機が、故障、電池切れ、携帯電話網を介した通信状態の不安定等、通常に利用できる状態にない場合、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。</p> <p>第 15 条（EX-IC 携帯電話機としての登録期限および更新）</p> <p>1. EX-IC 携帯電話機としての登録期限は、第 21 条に定める会員証の有効期限が満了する日までとします（会員証の有効期限が更新されると自動的に登録期限も EX-IC カードの有効期限まで延長されます。）。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、登録期限を変更することができるものとします。</p> <p>2. 前項にかかわらず、当社の都合により予告なく EX-IC 携帯電話機としての登録期限を変更することがあります。</p> <p>第 16 条（EX-IC 携帯電話機の登録取消）</p> <p>1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社、提携企業又は指定カード会社は、会員の EX-IC 携帯電話機の登録を取り消す又は本サービスの利用を停止することがあります。</p>	<p>り、この場合申込サイト上に表示するものとします。</p> <p>5. 交通系 IC カードを申込サイト上で登録または指定可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>第 19 条（交通系 IC カードの登録取消）</p> <p>1. 会員または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、事前に会員に通告することなく直ちに交通系 IC カードの登録もしくは指定を取り消すまたは本サービスの利用を停止すること</p>
---	---

<p>(1) <u>本規約に違反した場合</u></p> <p>(2) サービス規約第 2 条第 7 項の JR 東海エクスプレス予約サービス会員資格の取消又は停止を受けた場合</p> <p>(3) <u>当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合</u></p> <p>(4) <u>EX-IC 携帯電話機の利用者として登録された会員本人以外の第三者に EX-IC 携帯電話機を使用させた場合</u></p> <p>(5) <u>EX-IC 携帯電話機</u>を不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかなる場合を含みます）又は公序良俗に反する行為に使用した場合</p> <p>(6) 換金目的による EX-IC 運送契約の締結又は付帯サービスの利用等、<u>EX-IC 携帯電話機</u>の利用状況が適当でないと当社が認めた場合</p> <p>(7) <u>EX-IC 携帯電話機</u>に記録された <u>駅における入出場に係る</u> 情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動又は第三者に提供等した場合</p> <p>(8) <u>会員が、指定クレジットカード発行会社への約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より EX-IC 携帯電話機の利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合</u></p> <p>(9) <u>EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める「EX サービス運送約款」又は他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合</u></p> <p>(10) 会員が複数の <u>携帯電話機を EX-IC 携帯電話機</u>として登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の <u>EX-IC 携帯電話機</u>について本項のいずれかの事由に該当した場合</p> <p>(11) 第 22 条第 1 項により <u>会員証</u>の返却を求められた場合</p> <p>(12) その他、会員の <u>EX-IC 携帯電話機</u>の利用が適当でないと当社が認めた場合</p> <p>2. 前項により会員が <u>EX-IC 携帯電話機</u>の登録取消を受けた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利 <u>その他 EX-IC 携</u></p>	<p>があります。</p> <p>(1) <u>第 15 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合</u></p> <p>(2) <u>記名式交通系 IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合</u></p> <p>(3) <u>交通系 IC カード</u>を不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかなる場合を含みます。）<u>または</u>公序良俗に反する行為に使用した場合</p> <p>(4) <u>転売、換金等</u>の目的による EX-IC 運送契約の締結等、<u>交通系 IC カード</u>の利用状況が適当でないと当社が認めた場合</p> <p>(5) <u>交通系 IC カード</u>に記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動<u>または</u>第三者に提供等した場合</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(6) 会員が複数の <u>交通系 IC カード</u>として登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の <u>交通系 IC カード</u>について本項のいずれかの事由に該当した場合</p> <p>(7) 第 15 条第 1 項により <u>EX-IC カード</u>の返却を求められた場合</p> <p>(8) <u>会員が登録した交通系 IC カード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合</u></p> <p>(9) その他、会員の <u>交通系 IC カード</u>の利用が適当でないと当社が認めた場合</p> <p>2. 前項により会員が <u>交通系 IC カード</u>の登録または指定の取消を受けた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その</p>
---	---

電話機に基づく権利は、無効となります。

3. 会員は、会員でなくなった後であっても、EX-IC 携帯電話機に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

#### 第 17 条 (EX-IC 携帯電話機の紛失、盗難)

1. 会員が EX-IC 携帯電話機を紛失し、又は盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、カスタマーセンター又は当社が別に指定するお客様窓口 (以下、総称して「カスタマーセンター等」という。) に電話連絡し、EX-IC 携帯電話機の利用停止を申し出るものとします。その上、当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。

2. 会員の EX-IC 携帯電話機の利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 14 条第 5 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。

(1) 会員の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用が発生した場合

(2) 会員の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合

(3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合

(4) 当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合

(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合

(6) 第 1 項の申し出又は届出書の内容が虚偽である場合

3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に EX-IC 携帯電話機で駅において入出場することができなくなるように防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC 携帯電話機による駅における入出場については、前項各号に該当する場合を除き、第 14 条第 5 項の定めにかかわらず、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

他交通系 IC カードに基づく権利は、無効となります。

3. 会員は、会員でなくなった後であっても、交通系 IC カードの使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

#### (削る)

4. 指定クレジットカードを紛失し、又は盗難に遭う等して、その後 EX-IC 携帯電話機が第三者により駅における入出場に使用された場合の補償については、会員の指定クレジットカード発行会社が定める諸規定によります。

5. 会員が EX-IC 携帯電話機を紛失し、又は盗難に遭った場合であっても、指定クレジットカードを紛失し、又は盗難に遭う等していなければ、指定クレジットカード発行会社の定める補償はありません。

#### 第 18 条 (EX-IC 携帯電話機の再登録)

会員が EX-IC 携帯電話機の紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再登録手続きを行い、これを当社が認めた場合には、新たな携帯電話機（ただし、JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限り。）を EX-IC 携帯電話機として再登録します。

#### 第 19 条 (当社の免責事項)

当社は、EX-IC 携帯電話機の利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

(1) 会員の EX-IC 携帯電話機の使用上の誤りにより会員又は第三者が被った不利

(削る)

#### 第 20 条 (交通系 IC カードの変更等)

1. 会員が、本サービスに交通系 IC カードを追加登録する場合並びに登録または指定した交通系 IC カードを変更する場合は、当社の定める手続きによるものとし、当社がこれを認めた場合に新たな交通系 IC カードで本サービスを利用することができます。

2. EX-IC 運送契約の締結または変更後、前項により交通系 IC カードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系 IC カードで本サービスを利用するものとします。

#### 第 6 章 その他

#### 第 21 条 (当社の免責事項)

当社は、IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

(1) 会員の IC カードの使用上の誤りにより会員または第三者が被った不利益

<p>益</p> <p>(2)当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(3)<u>指定クレジットカード、エクスプレス予約サービス、EX-IC 携帯電話機</u>の案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員<u>又</u>は第三者の被った不利益</p> <p>(4)利用環境の変更により、会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(5)当社が会員から第 <u>17</u> 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、会員<u>又</u>は第三者の被った不利益</p> <p>(6)<u>JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスのメンテナンス、障害等のため、EX-IC 携帯電話機</u>で駅において入出場ができないことにより会員<u>又</u>は第三者が被った不利益</p> <p><u>(7)一部あるいは全部の「モバイル Suica」会員に対して JR 東日本によりなされた各種の措置により、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場ができなくなったことにより会員又は第三者が被った不利益</u></p> <p><u>第 7 章 その他</u></p> <p>第 <u>26</u> 条 (債権譲渡および債権供担保の禁止)  会員は理由のいかんを問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与<u>又</u>は担保に供してはならないものとします。</p> <p>第 <u>27</u> 条 (相殺禁止)  会員は理由のいかんを問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。</p>	<p>(2)当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(3)<u>EX-IC カード、本サービスの案内冊子、当社または指定クレジットカード会社ホームページ</u>等に記載された<u>当社</u>連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員<u>また</u>は第三者の被った不利益</p> <p>(4)利用環境の変更により、会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p>(5)当社が会員から第 <u>16</u> 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、会員<u>また</u>は第三者の被った不利益</p> <p>(6)<u>交通系 IC カードの</u>サービスメンテナンス、障害等のため、駅において入出場ができないことにより会員<u>また</u>は第三者が被った不利益</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第 <u>22</u> 条 (債権譲渡および債権供担保の禁止)  会員は理由のいかんを問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与<u>また</u>は担保に供してはならないものとします。</p> <p>第 <u>23</u> 条 (相殺禁止)  会員は理由のいかんを問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。</p>
---	--

第 28 条 （合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所 又 は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 令和 2 年 3 月 21 日

第 24 条 （適用法規および合意管轄裁判所）

1. 本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。

2. 本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所 また は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 令和 3 年 3 月 6 日